

身體ヲ毀傷スルトハ手足ヲ傷害シテ身體ノ自由ヲ不能ナラシムル等ノ場合ヲ云フモノナリ

以上ノ方法ヲ行フニ當リテ犯人カ他人ニ情ヲ通シテ之ニ依頼シテ健康ヲ害スヘキ物ヲ支給セシメ又ハ他人ヲシテ自己ノ身體ヲ傷害シタル場合ノ如キハ所謂本罪ノ共犯ヲ以テ論スヘキモノナリト信ス

自己ノ生命身體ヲ傷害スルハ罪トナラサルヲ原則トスルモ特別ノ場合即チ本條ノ場合ノ如キハ罪トナルモノトス

本罪カ成立スルニハ犯人ハ從軍又ハ危險ナル勤務ヲ避クルノ目的ナルコトヲ要スルヲ以テ若シ犯人カ自己ノ過失ニ基ツキ又ハ其目的ニ出テスシテ疾病トナリ又ハ身體傷害ヲ生シ從軍又ハ危險ナル勤務ニ就クコト能ハサルノ結果ヲ生スルモ本罪ヲ構成スルコトナ

キモノトス

二 從軍ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル爲メ詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者

詐僞ノ行爲ヲ爲シタルトハ眞實ニアラサル所謂假裝ノ行爲ヲ爲スコトヲ云フモノナリ假ヘハ犯人カ實際健全ナル身體ヲ有シナカラ自己カ疾病者ナリト云ヒ又ハ疾病者ナリトシテ醫師ヲシテ診斷書ヲ認メシムルカ如キ其他人ヲシテ錯誤ヲ生セシムル一切ノ手段方法ヲ云フモノナリ

而シテ本條ノ場合ニ在リテモ從軍ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クルノ目的ニ出ツルコトヲ要スルモノナルヲ以テ其ノ目的ニアラサル詐僞ノ行爲ハ他ノ犯罪ヲ構成スルコトアルヘキモ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス

前二場合ノ罪ハ敵前ナルト其他ノ場合ナルトニ依リテ其處分ヲ異ニス之レ法文ノ明示スル處ナリ

第五十四條 第三十五條乃至第三十七條第四十條乃至第四十二條第四十六條第四十九條及第五十一條乃至第五十三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ハ本章中ニ於テ殊ニ未遂罪ヲ處罰スル旨ヲ規定セルモノナリ未遂罪ニ付テハ此ニ再說スルノ要ヲ見ス

第四章 抗命ノ罪

海軍軍人ノ上下ノ關係ハ權力關係ナリ換言スレハ命令服從ノ關係ナリ之レ軍隊内ニ於ケル軍紀風紀ハ絶對強制スルニアラサレハ之ヲ維持スルコト能ハサルヲ以テナリ故ニ此ノ命令服從ノ關係ハ最モ之ヲ

嚴格ニシ之カ遂行ヲ計ルニアラスンハ危險ノ情況悲惨ノ間ニ在リテ能ク嚴然トシテ砲火ヲ交ヘ戰勝ヲ博スルコトヲ得ヘケンヤ苟クモ下級ノ者カ上級ノ者ノ命令ニ反抗スルカ如キハ其害惡之ヨリ大ナルハナク率ヒテ天皇陛下ノ命ニ抗スルニ至ル畏クモ陸海軍軍人ニ下シ賜ハレシ御勅諭ニ宣ハク上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直チニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨト即チ本章ハ抗命罪ト題シテ此ノ關係ヲ保維センコトヲ期シタルモノナリ

第五十五條 上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ

禁錮ニ處ス

二 戰時又ハ艦船救護ノ爲緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス
本條ハ上官ノ命令ニ反抗シ又ハ服從セサル場合ニ關スル規定ナリ
本條ハ左ノ二ヶノ態様ヲ以テ成立ス

一 上官ノ命令ニ反抗シタル者

下級ノ者ハ上官ノ命令ニ付テハ絕對ニ服從セサル可カラス苟クモ其命令ニ服從セスシテ之ニ抗抵スルカ如キハ下級者ニシテ在ル可カラサル所爲ナリ故ニ本條ハ之ヲ保護センカ爲メニ抗命者ヲ處罰ス

反抗スルトハ其行爲ハ積極的ニ出ツルコトヲ要スルモノナリ故ニ上官カ下級者ニ命令ヲ下シタルニ下級者ハ其命令ヲ不適法ナリト

云ヒ或ハ權限ナキ命令ナリト云ヒテ上官ヲ攻撃シテ其命令ヲ遵奉セサルカ如キハ凡テ抗命ト云フコトヲ得ヘシ然レトモ上官ノ命令ニ反抗スル爲メ暴行脅迫ヲ以テ或ハ兇器ヲ以テ反抗スルカ如キハ後ニ述ブル暴行脅迫罪ト本罪トノ併合罪トナル可シ
上官ハ命令ヲ下スニ當リテ其權限外ノ行爲ニ付キ部下ノ權限外ノ行爲ヲ爲スヘキ命令ヲ下シタルトキハ下級者ハ尙ホ服從スルノ義務アリヤ否ヤハ前第一章ニ於テ之ヲ述ヘタル所ナリト雖モ此ノ場合ニ於ケル部下ノ行爲ハ命令ニ基ツク行爲ナルヲ以テ犯罪ヲ構成スルコトナク上官ノミ其責任ヲ負フヘキモノナルヲ以テ余ハ反抗スルノ權利ナシトスルヲ妥當ナリト信ス若シ然ラストスルトキハ絶エス之カ爭ヲ生シ到底一軍ノ安寧ヲ保維スルコト能ハサル可キヲ以テナリ但シ之ノ點ニ付テハ反對說アルヘキコト前ニ之ヲ述ヘ

タリ

二 上官ノ命令ニ服セサル者

上官ノ命令ニ服セサルトハ上官ノ命令ニ服従セサルコトヲ云フモノナリ故ニ此ノ場合ハ單ニ之ニ應スル動作ヲ爲ササル即チ不作爲ニヨリテ成立スル犯罪ナリ若シ言語ヲ以テ上官ニ反抗スルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ反抗スルカ如キハ所謂上官ノ命令ニ反抗スルノ罪トナルヘキヲ以テナリ

本條ノ罪ハ上官ノ命令アルコトヲ知リテ應セサルコトヲ云フモノナルヲ以テ之ヲ知ラサルトキハ犯罪ヲ構成セサルモノトス然レトモ知リテ知ラサルカ如ク裝フハ之レ本罪ヲ構成ス
下級者ハ上官ノ命令ニ應シタリト雖之ニ異ナル行爲ヲ爲シタルトキハ如何如斯場合ニ於テハ上官ノ命令シタル行爲ニアラサルヲ以

テ其命令ヲ實行シタリト云フコトヲ得サルモノナリ故ニ此ノ場合ハ第二ノ場合中ニ包含スルモノト解スルヲ至當ナリト信ス然レトモ下官カ其命令ヲ誤解シタル場合ニハ其現ニ爲シタル行爲ニ付テハ故意ヲ有セサルヲ以テ犯罪ヲ構成スルコトナシ但其誤解ハ犯人ノ過失ニ基ツキテ生シタルトキハ過失犯ヲ構成スヘキモノト信ス
前二項ニ於ケル罪ハ各場合ニヨリテ輕重アリ左ニ之ヲ掲ク可シ

一 敵前ナルトキハ死刑ニ處セラル

二 戰時又ハ艦船救護ノ爲メ緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

云々救護ノ方略ヲナス際トハ救護ノ策ヲ講スルニ當リテ及ヒ之ノ際ヲ機會トシテノ二ヶノ場合ヲ包含スルモノト信ス

三 其他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處セラル

第五十六條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ

區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 戰時又ハ艦船救護ノ爲緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十五條 單獨ニテ犯シタル犯罪ナリ而シテ本條ノ場合ハ黨與シテ抗命罪ヲ犯シタル場合ニ關ス

黨與シテトハ多數結合スルコトヲ云フモノナリ而シテ此ノ場合ハ所謂必要の共犯ニシテ一人ニテ之ヲ犯スコトヲ得サル犯罪ニ屬スルモノナリ然レトモ多數結合シテ犯罪ヲ遂行セントシタルモ其ノ目的ハ上官ノ命令ニ反抗スルニ在ラサレハ本罪ヲ構成スルコトナシ若シ其黨與ハ反亂ヲ爲ス目的ナルトキハ第一章反亂罪ヲ以テ處罰セラル可ク若シ暴行脅迫ヲ爲ス目的ナルトキハ次章ニヨリテ處罰セラルモノトス

本條ハ黨ヲ結ヒ多數カ共同シテ犯罪ヲ實行セントスルモノナルヲ以テ其結合團體ハ恰モ彼ノ反亂罪ニ於ケルカ如ク一方ニハ首魁者ヲ有スルコトアル可ク又ハ群集ヲ指揮スル者モアルコトアリ首魁

者ハ本罪ノ發意者ナルト後ニ首魁トナリテ方法計畫ヲナシ又ハ總指揮ヲ掌握スルニ至リタルトハ之ヲ問ハサル所ナリ
 多衆ノ結合團隊内ニハ各々上官ノ命令ニ反抗スルノ意思ヲ有スルコトヲ必要トスルモノナリ若シ何等ノ理由ナクシテ結合シタル者即チ只其興ニ乘シテ加入シタル者ノ如キハ本條ヲ以テ處罰スルコトヲ得スシテ其者ノ爲シタル行爲ニ付キ單獨正犯トシテ處分セサル可カラス故ニ其者ハ上官ニ抗シタルトキハ第五十五條ニ依リテ處分スヘク又竊盜ヲナシタルトキハ竊盜罪トシテ處分スヘキモノナリト信ス
 本罪ハ首魁者ナルト其他ノ者ナルト且ツ犯罪ノ場所ハ敵前ナルト戰時ナルト其他ノ場合ナルトニヨリテ其處分ヲ異ニスル所アリ之レ法文上明カナルヲ以テ之ヲ省略ス

第五十七條 暴行ヲ爲スニ當リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ニ所謂暴行トハ第五章ニ於テ之ヲ明カニスヘシ
 暴行ヲ爲スニ當リテ上官ノ制止ニ從ハサルハ之レ上官ノ命令ニ反抗スルモノニ外ナラス上官ノ制止ハ如何ナル方法ニ出ツルヲ問ハ書面ヲ以テ暴行ス可カラサルコトヲ通知スルモ口頭ヲ以テ一般ニ命スルモ差支ナク又默示ナルモ妨ケナシ即チ上官カ暴行ヲ爲スヘカラストノ意ヲ示スニ舉動ヲ以テスル場合モ亦制止タルコトヲ得ルモノナリ

第五章 暴行脅迫ノ罪

本章ニ於テハ暴行脅迫罪ト題シテ第五十八條乃至第七十條ノ規定ヲ

設ケタリ之レ軍人カ國民ノ模範タルヘキ者ナルヲ以テ其一舉一動凡テ慎重ナラサル可カラス然ルニ軍人ニシテ暴行脅迫ヲ爲スカ如キハ實ニ其體面ヲ汚損スル甚シキモノナルヲ以テ如斯行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ニ制裁ヲ加フル必要アリ即チ本章ヲ設ケタル以所ナリ

第五十八條 上官ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル

者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ

禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁

錮ニ處ス

本條ハ上官ニ對スル暴行脅迫罪ヲ規定ス暴行脅迫トハ何ヲ云フヤ

ハ本章全體ニ必要ナルヲ以テ此ニ之ヲ説明スヘシ

一 暴行トハ反抗ヲ抑壓スル爲メ他人ノ身體ニ對スル不法ノ腕力ヲ云フモノナリ而シテ暴行ハ他人ノ身體ニ對シテ物質的ニ加フルコトヲ要スルモノナルヲ以テ單純ナル惡言ノ如キハ侮辱トナルコトアル可キモ暴行ナリト云フコトヲ得ス苟クモ物質的ニ加フルモノナル以上ハ其方法ノ如何ハ之ヲ問ハサル所ナリ故ニ打撃スルモ突撃ヲ加フルモ他人ヲ仆スモ手ヲ握ルモ皆暴行ナリト云フコトヲ得ヘキナリ

然レトモ暴行ハ不法ノ腕力ナルヲ以テ適法ナルモノナルトキハ之ヲ暴行ト云フコトヲ得サルモノナリ彼ノ按摩ハ人ノ手足ヲ打ツハ之レ法令慣習上適法ト認メ得ラルルモノナルヲ以テ罪トナラサルモノトス故ニ苟クモ不法ナル腕力ナルニ於テハ之ヲ暴行ナリト云

フコトヲ得ヘキモノナリ
而シテ不法ナル腕力ハ人ノ身體ニ對スルモノナルコトヲ要スルモ
直接ナルコトヲ要セスト信ス故ニ騎者ニ暴行ヲ加フル目的ヲ以テ
騎馬ヲ射殺スルカ如キ或ハ又車上ノ人ニ暴行ヲ加フル爲メニ車ヲ
破壊スルカ如キハ皆之ヲ暴行ナリト云フコトヲ得ヘシ婦女ノ結髮
ヲ切斷スル如キモ亦同シ

二 脅迫トハ他人ノ精神ノ反抗ヲ抑壓スル爲メニ害惡ヲ通知シテ
他人ヲシテ畏怖心ヲ生セシムヘキ行爲ヲ爲スヲ云フモノナリ而シ
テ脅迫罪ノ成立スルニハ犯人カ實際之ニ依リテ畏怖心ヲ生シタル
ヤ否ヤハ之ヲ問フコトヲ要セス苟クモ一般客觀的ニ畏怖心ヲ生セ
シムルニ足ル可キ程度ノ害惡ヲ表白スルヲ以テ足ルト解スルヲ一
般ナリトス故ニ汝ヲ殺害ス可シト脅迫スルモ被脅迫者ハ犯人ノ通

知ニ對シテ少シモ畏怖心ヲ生セサルモ尙ホ脅迫罪ノ成立ヲ見ルコ
トヲ得ヘシ

而シテ脅迫ノ手段方法トシテハ本法ニハ何等ノ規定ナキヲ以テ如
何ナル方法手段ヲ以テスルモ妨ナキ所ナリ又其目的ハ上官ニ對シ
テ怨恨ヲ晴サンカ爲メナルト否トハ問ハサル所ナリ普通刑法第二
百二十二條ニハ脅迫罪ノ方法ヲ規定シテ曰ク生命、身體、自由、名譽又
ハ財産ニ對シテ害ヲ加フヘキ旨ヲ通知シテ人ヲ脅迫シタル者ト規
定セルモ本條ニハ此ノ規定ナキヲ以テ見レハ何等手段方法ニ制限
ナキコトヲ知リ得ヘシ

暴行脅迫ノ意義以上述フル所ノ如シ而シテ本罪ヲ構成スルニハ上
官ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲スコトヲ要スルモノナリ故ニ暴行脅迫者
ハ上官ナルコトヲ知リ而シテ其上官ニ對シテ自己カ暴行脅迫ヲ加

フルモノナルコトヲ認識スルコトヲ要スルモノナリ故ニ上官ナルコトヲ知ラスシテ暴行脅迫ヲ加フルモ本條ヲ以テ論スルコトヲ得スシテ普通刑法ニヨリテ一般人ニ對スル暴行脅迫罪トシテ處罰セラルルカ或ハ又海軍法令中ニ特ニ規定スルモノアルトキハ之ニヨリテ處罰セラルルコトナル可シ假ヘハ下官ヲ暗夜道ニ擁シテ暴行脅迫ヲ爲スモ上官タルコトヲ知ラスシテ爲シタルトキハ本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルヘシ

又下官カ上官ニ暴行脅迫ヲ加フル目的ヲ以テ暗夜道ニ擁シタルニ實際他ノ上官カ通行スルニ當リテ上官ナリト誤認シテ暴行脅迫ヲ加ヘタルトキハ之レ錯誤ニ關スル問題ナリ而シテ此ノ場合ニ於テハ實際通行シタル者ニ對シテハ暴行脅迫ノ故意ヲ存セサルモ此ノ場合ニ於テハ犯人ハ上官ニ對シテ暴行脅迫ヲ加フル意思ヲ以テ爲

シタルモノニシテ上官ノ何某タルコトヲ要セサルヲ以テ上官ニ對スル暴行脅迫罪トシテ處分スルヲ妥當ナリト信ス

又本條ニ所謂上官ト稱スルハ廣義ニ之ヲ解釋スヘキモノニシテ獨リ現役中ノ上官ヲノミ指示スルモノニアラス本法第十二條ニ記載シタル者一切ヲ云フモノニシテ現役中ニ在ルト豫備役、後備役中ニ在ル者ニシテ召集中ノ者其他海軍制服着用中ノ者ヲ指スモノトス而シテ之等ノ間ニ在リテハ官等ノ上下ニ依リテ上下ヲ決スヘク又海軍ト共同作戰ニ從フ陸軍軍人又ハ外國海陸軍軍人ニシテ帝國海軍ト共同作戰ニ從フ者トノ間ニ於テモ亦適用アルモノト云ハサル可カラス

以上述フル所ノ上官ニ對スル暴行脅迫罪ハ敵前ナルト其他ノ場合ナルトニヨリテ其處分ニ差異ヲ生スルモノナルコト法文ノ明示ス

第五十九條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ

區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ無期若クハ十年以上ノ

懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ三年以上ノ有期

ノ懲役又ハ懲役ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期

ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ十年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ黨與シテ第五十八條ノ罪即チ暴行脅迫罪ヲ犯シタル場合ニ

關スル規定ナリ

黨與シテ爲ストハ前既ニ述ヘタル所ニヨリテ明カナルヲ以テ之ヲ再說セス

又本條ハ別ニ説明ヲ要スルモノナク法文ヲ一讀スルトキハ明瞭ナルヘシ

第六十條 上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用ヰテ暴行脅

迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役

又ハ禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

本條モ第五十八條、第五十九條ト同シク上官ニ對スル暴行脅迫罪ヲ規定シタルモノナレトモ本條ノ場合ハ兵器又ハ兇器ヲ持シテ爲シタル態様重キ暴行脅迫ナリ從テ前條ニ比シテ其刑甚タ重キヲ知ル兵器又ハ兇器トハ何ヲ曰フヤハ此ニ一言セントス

一 兵器トハ陸海軍軍人ノ所持スル又ハ戰鬪ノ用ニ供セラルル器具ヲ云フモノナリ故ニ海軍軍人ノ佩用スル劍、ナイフ或ハ又小銃ノ如キハ之ヲ兵器ト云フコトヲ得ヘキモノナリ

二 兇器トハ暴行又ハ脅迫ノ用ニ供セラレタル器具ヲ云フモノニシテ兵器ヲ除キタル凡テノ物ヲ云フ兵器モ亦兇器ノ一種ナルモ本條ニ於テハ殊ニ兵器又ハ兇器ト分記シタルヲ以テ斯ク云ヒタルモノナリ

兇器ノ内ニハ自ラニケノ意義ヲ有スルモノナリ一ハ性質上兇器タルモノニシテ他ハ暴行脅迫ノ用ニ供セラレタルカ故ニ兇器タルモノナリ性質上ノ兇器トハ刀劍ノ如ク殺人ノ用ニ供スル爲メニ作成セラレタルモノヲ云ヒ然ラサルモノハ暴行脅迫ノ用ニ供セラレタルカ故ニ兇器ト爲ルモノヲ云フモノナリ彼ノ一本ノ箸ノ如キ或ハステツキノ如キハ之レ兇器ニアラサルコトハ明カナリ然レトモ犯人カ暴行脅迫ノ用ニ供シテ之ヲ以テ人ヲ毆打シ或ハ又一本ノ箸ヲ以テ人目ヲ刺スカ如キ場合ニ於テハ之ヲ兇器ト認ムルコトヲ得ルモノナリ而シテ本條ノ場合ニ於テモ亦兇器ノ意義ヲ廣義ニ解釋シテ双方ヲ包含スルモノトスルハ妥當ナリト信ス

本條ノ罪ヲ構成スルニハ暴行脅迫ノ手段トシテ必ス兵器又ハ兇器ヲ所持シテ爲スコトヲ要シ若シ之等ノ者ヲ所持セスシテ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ單純ナル暴行脅迫罪トシテ處分セラル可ク本條

ヲ以テ處分スルコトヲ得サル可シ
犯人カ本條ノ罪ヲ犯スニ當リテハ始メヨリ兵器又ハ兇器ヲ以テ暴
行又ハ脅迫ヲ加フルノ目的ヲ以テ所持スル場合ハ勿論始メハ然ラ
スシテ暴行脅迫ヲ爲スニ當リテ之ヲ使用シタルトヲ問ハサル所ナ
リ假ヘハ海軍軍人カ散步ノ際ステツキヲ所持シタリトスルモ暴行
脅迫ヲ行フニ當リテ之ヲ使用シタルトキハ兇器ト見ルコトヲ得ヘ
シ

而シテ本條ノ罪ヲ犯スニ當リテモ犯人カ上官ニ對シテ暴行脅迫ヲ
加フルノ故意ヲ有スルコトヲ必要トシ若シ此ノ故意ヲ有セサルト
キハ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス
本罪ハ單獨ニテ罪ヲ犯ス場合ヲ規定スルモノニシテ若シ二人以上
結合シテテナストキハ次條ヲ以テ論スヘキモノトス

本罪ノ處分ニ付テモ敵前ナルト其他ノ場合ナルトニヨリテ輕重ア
ルコト法文ニヨリテ明カナル所ナリ

第六十一條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ

區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其他ノ者ハ
死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス
- 二 其他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ
懲役若ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ死刑無期若ハ五年
以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ黨與シテ第六十條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ關スル規定ニシテ
別ニ説明スヘキ點ナキヲ以テ之ヲ略ス

第六十二條 守兵ニ對シ暴行、脅迫ヲ爲シタル者ハ左

ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 其他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

錮ニ處ス

本條ハ守兵ニ對スル暴行脅迫ニ關スル罪ヲ規定シタルモノナリ而シテ暴行脅迫ノ如何ニ付テハ前既ニ之レヲ説明シタレハ之レヲ略ス

守兵ノ如何ナル者ナルヤニ付テモ亦前説明シタル所ナルヲ以テ之ヲ省略ス只犯人ハ本條ノ罪ヲ犯スニ當リテ守兵ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲スコトヲ認識スルコトヲ要スルモノナリ故ニ若シ守兵タルノ認識ナクシテ暴行脅迫ヲ加フルモ本條ノ罪ヲ以テ處斷スルコトヲ得サルモノナリ

本條ノ罪ヲ犯スニ當リテ暴行脅迫者ハ守兵ニ對シテ或ル事ヲ強ユル爲メナルト或ハ又自己カ守所ヲ通過セントスルニ際シテ守兵ノ爲メニ妨害セラレタル爲メニ出ツルト其原因ノ如何ハ本罪ノ成立ニ何等影響セサルモノトス

守兵カ法律命令ニ反シテ守所ノ通行ヲ許スヘキ場合ニ於テ之レヲ許ササルトキニ暴行脅迫ヲ加フルハ本條ヲ以テ論スルヤ將タ又罪トナラサルヤニ付テハ疑ナキ能ハスト雖トモ余ハ此ノ場合ニ於テモ本罪ヲ構成スルモノト論スルヲ至當ナリト信ス何トナレハ若シ斯ノ如キコトヲ爲スハ罪ニアラストスルトキハ守所ノ安全強固ヲ

計ルニ由ナキヲ以テナリスノ如キ場合ニ於テハ他ニ救済ノ道アル可ク又守兵ハ法律命令ニ反シタルノ故ヲ以テ處罰セラルヘキヲ以テナリ然レトモ此ノ場合ニ於テ緊急避難行為カ成立スルコトアルベシ

守兵ハ故意ニ他人ヲシテ困難ナラシムル爲メニ其權利ヲ濫用シテ通行セシメサル場合ニ於テハ如何ト云フニ余ノ信スル所ニ依レハ守兵ノ行為ハ故意ニ出テ且ツ他人ヲ害セントスルモノナルトキハ之レ所謂緊急行為ト見ルヘキヲ妥當ナリト信スルヲ以テ本罪ヲ構成セサルモノトスルヲ妥當ナリト信ス

他人ヲシテ守兵ニ對シテ暴行脅迫ヲ加ヘシメ或ハ又狂犬ヲ放チテ守兵ニ害惡ヲ與ヘシメテ自己ノ目的ヲ達スルガ如キハ之レ前ニ述フル間接正犯トシテ使用者自ラ暴行脅迫ヲ加ヘタルモノトシテ處

罰セラルヘシ

本條ノ罪ヲ犯スニ當リテモ敵前ナルト其他ノ場合ナルトニ因リテ刑ニ輕重アルコト法文ノ明示スル所ナリ

終リニ一言スヘキハ本條ハ只守兵ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲シタル者ト規定シテ犯罪者ノ階級ヲ定メス他ノ法文ニハ上官ニ對シ又ハ指揮官云々ト規定スルモ本條ニハ之ナキヲ以テ守兵ニ對スル暴行脅迫ナル以上ハ假令守兵ノ上官カ爲ス場合モ亦本條ヲ以テ處罰セラ

第六十三條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ

區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役

又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ黨ヲ結ヒ守兵ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲シタル場合ニ關スル規定ナリ本條ニ付テモ別ニ説明セスシテ明カナルヲ以テ之レヲ省略ス

第六十四條 守兵ニ對テ凶器又ハ兵器ヲ用井テ暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ

禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキノ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ守兵ニ對スル暴行脅迫ヲ爲スニ當リテ特ニ兵器スル凶器ヲ執リテ爲シタル場合ナリ而シテ本條モ亦一見明瞭ナルヲ以テ詳述ヲ略ス

第六十五條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 其他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ守兵ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲スニ當リテ兵器又ハ兇器ヲ持シ黨與シテ爲シタル場合ニ關スル規定ナリ此ノ種ノ犯罪ノ成立要件ニ關シテハ前述フル所ヲ見ルトキハ一見明瞭ナルヲ以テ之レヲ省略ス

第六十六條 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其職務ヲ執行スルニ當リテ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以

上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人ノ職務執行ニ際シテ暴行脅迫ヲ爲シタル場合ニ關スル規定ナリ

海軍軍人ノ行フヘキ職務ハ獨リ守兵ノ任ニノミアラスシテ其他各種ノ職務ヲ行フモノナリ而シテ此等ノ者カ職務ヲ執行スルニ當リテ暴行脅迫ヲ加フル凡テノ場合ヲ處罰ス故ニ本罪ノ構成要件ヲ見ルトキハ左ノ三ヶノ場合ニ區別スルコトヲ得ヘシ

一 上官又ハ守兵以外ノ者ニ對スルコト

上官又ハ守兵ニ付テハ前既ニ述ヘタル所ナリ而シテ上官又ハ守兵以外ノ者ノ職務ノ執行ニ付テハ其範圍頗ル廣ク如何ナル者ト雖以上二場合以外ノ者ニ對スル場合ヲ包含スルモノトス故ニ一人カ飲

食物運搬ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行脅迫ヲ加フルモ
其他平戰ヲ問ハス職務執行ノ際ニ加フル者ナル以上ハ本條ヲ以テ
處分スヘキモノナリ

二 海軍軍人ノ職務執行ニ關スルコト

本罪ノ成立スルニハ職務ノ執行ニ際シテ爲スコトヲ要スルモノナ
ルヲ以テ職務執行以外ノ場合ニ於テハ本罪ヲ構成スルコトナシ故
ニ散歩ノ時ニ當リテ他ノ海軍軍人ニ對シテ暴行脅迫ヲ加フルコト
アリトスルモ本條ヲ以テ處分スルコトヲ得サル可シ然レトモ他ノ
犯罪ヲ構成スルコトアルヘキハ別問題ナリ
而シテ職務ノ執行中ナレハ足ルモノナルヲ以テ現實職務ニ從事シ
アルコトヲ必要トスルモノニアラス假ヘハ糧食運搬ノ職ニ當ル者
ハ其歸途ニ於テハ現ニ職ヲ行ヒツ、アラサルモ其職務ノ全部カ終

セサル間ハ其中間ニ於テモ亦本條ニ該當スルモノト云フヲ妥當ナ
リト信ス何トナレハ本條ノ趣旨ハ職務執行ノ安全ヲ保護スルノ目
的ニ出ツルモノナルヲ以テ斯ク解セサルヲ得ス

三 兵器又ハ兇器ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲナスコト

本條ノ態様ハ殊ニ兵器又ハ凶器ヲ持シテ爲シタル暴行脅迫ニ關ス
ルモノナリ故ヲ以テ兵器又ハ兇器ヲ持セシテ爲シタルハ他ノ
法條ニ該當スルコト有ヘキモ本條ヲ以テ論スルコトヲ得サル可シ
以上三ヶノ條件ヲ具備スルトキハ本條ノ罪ヲ構成ス而シテ若シ本
條ノ罪ヲ犯スニ當リテ數人カ徒黨ヲ結シテ爲シタルトキハ其刑ヲ
加重セララルヘシ

第六十七條 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其職務ヲ
執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ凶器ヲ用井テ暴

行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ前第六十六條ノ罪ヲ犯スニ當リテ兵器又ハ兇器ヲ執リテ爲シタル場合ナリ

而シテ前段規定スル所ハ單獨ニテ犯シタル場合ニ關シ第二項ニ於テハ黨與シテ爲シタル場合ニ關スルモノトス

本條ハ別ニ説明ヲ要セス法文ヲ一讀スルトキハ明瞭ナルヘキヲ信ス

第六十八條 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル

者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ卒先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ多衆聚合シテ暴行脅迫ヲ爲シタル場合ニ關スル規定ナリ本罪ノ成立條件ヲ見ルトキハ左ノ如シ

一 多衆ノ聚合力ニヨルコト

前條又ハ其他ノ法文ニハ黨與ナル文字ヲ使用セリ黨與モ亦多衆集

合ノ一場合ナリ然ルニ何故ニ本條ニ於テハ特ニ黨與ト云ハスシテ多衆聚合ナル文字ヲ使用シタリヤト云フニ兩者ハ自ヲ其間ニ差異ノ存スルコトヲ知り得ヘシ

黨與ハ元ヨリ多衆ノ集合力ニハ相連ナシト雖集合者相互ノ間ノ結合即チ團結ヨリ成ルモノナリ故ニ黨與者各自ノ間ニハ意思ノ疎通アルモノニシテ各人カ他人ト共ニ相結託シテ其共同勢力ヲ以テ犯罪ヲ實行センコトヲ期スルモノナリ之ニ反シテ多衆聚合ト云フトキハ集合者相互ノ間ニハ元ヨリ意思ノ疎通ナク又共同ノ目的モナク只數人相集リテ暴行脅迫ヲナスニ過キサレモノトス

二 暴行脅迫ヲ爲スコト

本條ノ罪ハ多衆聚合スルト雖暴行脅迫ヲ爲スニアラサレハ本條ノ罪ヲ構成スルモノニアラス故ニ多衆聚合スルト雖竊盜ヲ爲スカ如

キハ本罪ヲ以テ論スヘキニアラス

又本條ハ多衆聚合ニ依ル暴行脅迫ナルヲ以テ若シ殺人又ハ放火罪等ヲ犯シタルトキ或ハ又兵器彈藥ヲ奪取シタル場合ノ如キハ元ヨリ各其本條ニ依リテ處分セラルヘキモノトス而シテ本罪ヲ犯シタル者ハ首魁ナルト他人ヲ指揮シ又ハ率先シテ爲シタル者附加隨行シタル者等ニヨリテ其處分ヲ異ニスルコト法ノ明定スル所ナリ

第六十九條

職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルモノニ關スル規定ナリ

職權トハ職務權限ヲ云フモノニシテ職務權限ヲ有スル者ハ其職務

權限内ノ行爲ニ付テノミ適法行使タルコトヲ得ヘキモノナリ故ニ
職務權限ヲ超越シタル行爲ニ付テハ適法行爲ナリト云フコトヲ得
サルモノトス

然ルニ職務權限ヲ有スルモノハ其職務限權ヲ濫用シテ而シテ陵虐
ノ行爲ヲ爲スカ如キハ之ハ職權ノ濫用ニ基ツク不適法ノ行爲タル
モノナリ故ニ犯罪ヲ構成スルモノトス
職權濫用罪ハ職務權限ヲ有スル者ニ於テノミ之ヲ犯スコトヲ得ヘ
キ犯罪ナリ故ニ職務權限ヲ有セサル者ナルトキハ本條ノ罪ヲ犯ス
コトヲ得サルモノトス職務ハ一定ノ資格官等ヲ有スル者ニ於テ之
ヲ有スルモノナルモ權限ハ兵卒ト雖之ヲ有スルコトアリ假ヘハ守
兵ハ守兵ニ關スル法律規則ノ定ムル範圍内ニ於テハ相當ノ權限ヲ
有スルモノナリ故ニ本條ニ所謂職務權限ヲ有スル者トハ一般ニ廣

ク之ヲ解釋セサルヘカラス

陵虐ノ行爲トハ殘酷ナル行爲ヲ云フモノナリ假ヘハ職務權限アル
者ハ其職務權限ヲ濫用シテ而シテ他人ヲ毆打スルカ如キ或ハ又自
己ノ命令權ヲ濫用シテ不能ノ事ヲ命シ之ヲ爲サルノ故ヲ以テ之
ヲ毆打スルカ如キハ皆陵虐ノ行爲ナリト云フコトヲ得ヘキモノナ
リ

然レトモ職務權限アル者ハ其職務權限ヲ濫用シテ人ヲ殺害セント
欲シテ或ハ大海ニ入ラシメ又ハ火中ニ入ル可キコトヲ命スルカ如
キハ之レ殺人ノ故意アルヲ以テ一般殺人罪ト本罪トノ二罪俱發ス
ルヲ以ツテ一ノ重キニ從ヒ殺人罪トシテ處分セラル可キモノト信
ス

職務權限ヲ有スルモノハ此ノ行爲自體カ自己ノ職務權限内ノ行爲

ナリト誤信シテ爲シタル行爲ハ之レ所謂事實ニ關スル錯誤ナルヲ以テ故意犯ヲ以テ之ヲ論スルコトヲ得ス然レトモ之カ認識ニ付キ過失ノ有スルトキハ過失犯ヲ構成スルコトアルヘキハ別問題ナリ又職務權限ヲ有スル者ハ其行爲ハ自己ノ職務權限内ノ行爲トシテ之レヲ爲スコトヲ得ルモノト誤信シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ之レ所謂法律ノ錯誤ニ基ツクモノニシテ而シテ自己ノ行爲ヲ違法ナラシムル法規ノ解釋ニ關スル錯誤ナリ故ニ違法ヲ阻却スルモノニアラサルヲ以テ本條ヲ以テ處分スヘキモノナリト信ス

第七十條 第五十八條乃至第六十八條ノ未遂罪ハ之

ヲ罰ス

本條ハ本章中未遂罪ヲ罰スヘキ場合ニ關スル規定ナリ未遂罪ニ付テハ特ニ説明ヲ要セス

第六章 侮辱ノ罪

軍人カ一般國民ノ師表ト爲ルヘキモノナルヲ以テ相互間ニ於テハ信義ヲ重ンシ上官ニ對シテハ克ク其命ニ服從シ苟クモ粗暴ノ行爲アル可カラサルモノトス然ルニ軍人ニシテ或ハ上官ヲ侮辱シ他人ヲ侮辱スルカ如キ行爲アリタルトキハ之レ軍人タルノ本分ヲ盡シタルモノト云フコトヲ得サル可ク又如斯行爲アルニ當リテ之ヲ放任スルカ如キハ率ヘテ軍紀風紀ヲ紊亂スルノ根源タルヘキヲ以テ嚴ニ之ヲ處罰セサル可カラス即チ本章ニ於テハ侮辱罪ト題シテ此種ノ行爲ヲ處分シタリ而シテ若シ軍人カ常人ニ對シテ侮辱ヲ爲シタルトキハ普通刑法ヲ適用シテ處罰セラル、ハ勿論ナリ

第七十一條 上官ヲ其面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三

年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
文書、圖畫若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演說ヲ爲シ其ノ他
公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ上官ヲ侮辱シタル場合ニ關スル規定ナリ而シテ本罪ノ成立
スルニハ左ノ條件ヲ要ス

一 上官ヲ侮辱スルコト

上官ニ就テハ前屢々之ヲ述ヘタルヲ以テ之ヲ略シ侮辱ノ何タルヤ
ヲ説明スヘシ

侮辱トハ人ノ社會上ニ於ケル地位ヲ貶スル一切ノ行爲ヲ云フモノ
ナリ人ハ社會上ニ於テハ一定ノ名譽ヲ有シ何人ニモ毀損セラレサ

ルノ權利ヲ有スルモノナリ然ルニ他人ノ地位ヲ貶スルカ如キ行爲
ヲ爲シタルトキハ之ヲ犯罪行爲トシテ處罰スルノ必要アリ所謂侮
辱罪之ナリ

侮辱トハ人ノ社會上ニ於ケル地位ヲ貶スル行爲ヲ云フモノナルヲ
以テ人ニアラサレハ侮辱罪ノ容體トナルコトヲ得サルモノトス而
シテ人ニハ法人モアリ自然人モアリ而シテ本法ヲ講スルニ當リテ
ハ法人ヲ論スルノ要ナキヲ以テ之ヲ略ス又人ニ關シテモ本法ノ罰
ハ上官ニ對シ又ハ守兵ニ對シト殊ニ其人ヲ限定セルヲ以テ一般侮
辱罪ニ關スル客體ヲ述フルノ要ナキヲ以テ亦之ヲ省略ス
侮辱罪ニ關スル普通刑法第二百三十一條ノ規定ヲ見ルニ事實ヲ摘
指セスト雖公然人ヲ侮辱シタル者ハ侮辱罪トシテ處分スヘキ旨ヲ
規定セリ而シテ本條前段ノ場合ニ於テハ別段ノ規定ナキヲ見レハ

普通刑法ノ侮辱罪ヲ構成スル場合ニ於ケル條件ヲ以テ成立スルモノト云フヲ妥當ナリト信ス

本條第七十一條第一項ノ侮辱罪ニ付テハ普通刑法ノ侮辱罪ト同一ノモノナルヲ以テ公然事實ヲ摘示セスシテ爲シタル場合ナリ而シテ其事實ハ全ク虚構ニ係ルモノナルト實際存スル事實ナルトヲ問ハス苟クモ其事實ヲ公然發表スルニ於テハ其人ノ地位ヲ貶スルニ足ルヲ以テナリ例ヘハ或人ハ詐欺根性アリト云フカ如シ而シテ普通刑法ノ場合ハ事實ヲ摘示セスト雖ナル文字ヲ使用セルヲ以テ侮辱罪ノ成立スルニハ事實ヲ摘示スルモ亦可ナリトメ反面解釋ヲ爲シ得サルニアラス然レトモ若シ公然事實ヲ摘示シテ人ノ名譽ヲ毀損スルノ行爲ヲ爲シタルトキハ之レ侮辱罪ニアラスシテ第二百三十條ノ誹毀罪ヲ構成スルモノトス

要スルニ海軍刑法第七十一條第一項ノ侮辱罪ハ公然事實ヲ摘示セスシテ爲シタル場合ヲノミ云フモノトス

二 其面前ニ於テスルコト

本條第一項ノ場合ハ殊ニ上官ノ面前ニ於テナル文字ヲ使用セルヲ以テ面前ニ於テスルニアラサレハ犯罪ヲ構成セサルモノトス故ニ一室ニ於テ密カニ上官ヲ侮辱スルカ如キ行爲ヲ爲シタリト雖モ又友人相互間ニ於テ如斯行爲ヲ爲シタリト雖上官ノ面前ニアラサル限リハ本罪ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス

上官ノ面前トハ相互ニ言語ヲ以テ交通シ得ヘキ場所ナルコトヲ要スト信ス若シ然ラスシテ大河ノ彼岸ニ在ル者カ上官ナルコトヲ漸ヤク認め得ル場合ノ如キモ尙ホ面前ナリト云フトキハ面前ノ意義ト少シク遠カルカ如キヲ以テナリ

以上述フルニケノ條件ヲ具備スルトキハ侮辱罪ヲ構成スルモノトス尙ホ此外ニ特別ナル手段方法ヲ以テスル侮辱罪ヲ規定セリ即チ本條第二項ノ場合即チ之ナリ左ニ其成立要件ヲ述フ可シ

一 文書圖書若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演說ヲ爲シテ上官ヲ侮辱スルコト

文書圖書トハ文書ヲ作成シ又ハ畫圖ヲ畫キテ侮辱スルモノニシテ文書圖書ノ如キハ之ヲ死シタル音聲ト見ルコトヲ得ヘキヲ以テ如斯場合ニ於テモ亦之ヲ處罰スヘキモノトセリ又偶像トハ木又ハ土其他ノ物ヲ以テ作りタル形體ヲ云フモノニシテ之ヲ公然表示シタルトキニ犯罪ヲ構成ス故ニ之ヲ秘藏スルカ如キハ罪トナラス演說ヲナストハ其方法ノ如何ヲ問ハス或ハ公開場ニ於テナスト或ハ又道路其他ノ場所ニ於テナストハ之ヲ問ハサル所ナリ艦船内ニ

於テ一般ニ向テ意思ヲ發表スルカ如キモ亦演說ナリト云フコトヲ得ヘシ

二 公然ノ方法ヲ以テシタル一切ノ侮辱行爲

公然トハ秘密ニ對スル言葉ナリ故ニ一般人カ認識シ得ヘキ程度ノモノナルトキハ公然ト云フコトヲ得ヘシ故ニ一室ノ一隅ニ於テ三四ノ人カ密カニ上官ヲ侮辱スルカ如キ行爲ヲ爲シタリト雖之ヲ以テ侮辱罪ヲ構成スルコトナシ又友人相互間ニ於テ話談スルカ如キ又然リ其他ノ方法ヲ以スルモノ即チ新聞紙ニ廣告スルカ如キハ公然ト云フコトヲ得ヘキモノトス

而シテ茲ニ注意ヲ要スレハ公然タルニハ必ス多衆人ノ現在スルコトヲ必要トセス多衆人カ認識シ得ヘキ場合ナルトキハ公然ト云フコトヲ得ヘシ故ニ道路ニ於テ上官ヲ侮辱シタルニ其時ニハ偶他ノ

通行人ナシト雖道路ハ一般人カ何時ニテモ通行シ得ヘキ場所ナルヲ以テ如斯場合ハ之ヲ公然ト見サル可カラス反之一家内ニ於テナスカ如キハ其家内ノ者ノミニシテ他ノ者カ之ヲ知り得サルヲ以テ公然ニアラスト云ハサルヘカラス然レトモ一室内ニ多衆人アル場所ニ於テスルハ公然ナリト云フニ妨ケナシ
以上二ケノ場合ニ於テ侮辱罪ヲ構成ス而シテ本條ノ罪ニ付テモ亦上官ニ對シテ前掲クル方法ヲ以テ侮辱スルノ故意ヲ有スルコトヲ必要トシ若シ其故意ヲ有セサルトキハ本條ヲ以テ處分スルコトヲ得サルヘシ

第七十二條 守兵ヲ其面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ノ場合ハ守兵ニ對スル侮辱罪ヲ規定シタルモノナリ而シテ本

條ノ成立スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要スルモノナリ

一 守兵ニ對スルコト

守兵ノ如何ナル者ナルヤニ付テハ前既ニ述ヘタル所ナルヲ以テ此ニ再說セサルモ守兵ニ對シテ侮辱スルノ意思ヲ以テスルコトヲ要スルモノナリ若シ守兵タルコトヲ知ラスシテ爲シタル侮辱ナルトキハ一般ノ侮辱罪トシテ處分セラル、モ本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルヘシ

二 其面前ニ於テスルコト

守兵ノ面前ニ於テナス場合ニ限リテ本條ノ罪ヲ構成スルモ若シ面前ニアラサルトハ何等罪トナラサルベシ

三 侮辱行爲アリタルコト

本條ノ場合ニ在リテハ前第二項ノ如キ手段ヲ以テスル場合ヲ規定

セサルヲ以テ特ニ前條ノ如キ手段ニヨルコトヲ必要トセス一般侮辱罪ノ成立スルニ足ル可キ行為ト認メ得ラル、程度ノ行為アルヲ以テ足ルモノトス以上述フル所ノ要件ヲ具備スルニ依リテ始メテ本條ノ罪ヲ構成スルモ若シ其一ヲ缺クトキハ侮辱罪ヲ構成スルコトナキモノトス

第七章、逃亡ノ罪

本章ニ於テハ逃亡罪ヲ規定セリ蓋シ軍人ハ身命ヲ賭シテ國家保護ノ任ニ當ル可キモノニシテ此ノ兵役義務ハ所謂國民ノ最モ重要ナル義務ナリトス故ニ國民ノ負擔スル義務中納稅ノ義務ト相對シテ納稅義務ヲ物的義務トシ兵役ノ義務ヲ身的義務ト云フ然ルニ軍人ニシテ兵役ヲ忌ミ又ハ其職務ヲ免レンカ爲メ或ハ又其他ノ事情ニヨリ逃走ヲ

企ツルカ如キハ軍人トシテ最モ忌ム可キ行為ニシテ刑法ヲ以テ之ヲ嚴罰シ此カ制裁ヲ加ヘテ此等ノ者ノ生スルコトヲ防止セサル可カラズ若シ然ラストセハ之カ爲メニ軍紀ヲ紊亂シテ以テ一國ノ地位ヲ危殆ナラシムルニ至ルヘシ故ニ本章ニハ逃亡罪ト題シテ以テ之等ノ者ヲ處罰スル以所ナリ

第七十三條 故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル

者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 戰時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ一二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ故ナク職務ヲ離レ又ハ職務ニ就カサル場合ヲ規定セルハ之レ所謂逃亡ナリ故ニ逃亡罪ノ成立條件ヲ述フレハ左ノ二ケノ場合アリ

一 故ナク職務ニ就カサルトキ

故ナクトハ正當ノ理由ナク即チ法律命令ニ基ツクニアラスシテト云フニ外ナラス職務ニ就カサルトハ兵役ニ就ク可キ義務ヲ有スル者ハ故意ニ之ニ應セサルコトヲ云フモノナリ例ヘハ十二月一日ニハ一般ニ入營スヘキ義務ヲ負フモノナリ然ルニ之ニ應セサルカ如キハ即チ本條ノ所謂職務ニ就カサルモノナリ
此ニ所謂職務トハ兵役ヲ云フモノニシテ兵卒カ或ル義務ヲ履行ス

ヘキ命令ヲ受ケテ其義務ノ履行ニ着手セサルハ本條ノ罪ニアラスシテ前述フル所ノ上官ノ命令ニ服セサルノ罪ナリ故ニ本條ニ於テハ之ト區別センカ爲メニ斯ク別個ノ文字ヲ使用シタルモノナリ
職務ニ就ク可キ義務ヲ負フモノハ氏名ヲ詐稱シテ自己ナリト稱シテ他人ヲシテ職務ニ就カシメタルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルヤ否ヤ皮想ノ見ヲ以テスルトキハ誰ナリトモ職務ニ就キタル以上ハ本罪ヲ構成セサルカ如シ然レトモ兵役義務ハ特定人ニ對シテ負擔セシムルモノナルヲ以テ其人ニアラサレハ之ヲ履行スルコトヲ得サル性質ノモノナリ故ニ他人ヲシテ之ニ代ラシムルカ如キハ職務ニ就キタリト云フコトヲ得サルヲ以テ本條ノ罪ヲ構成スヘキコト勿論ナリ

職務ニ就ク可キ義務ヲ有スル者ハ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ手段ヲ

以テ之ニ應セザルトキハ本罪ヲ構成スルモノナリ醫師ニ虚偽ノ診
斷書ヲ作成セシメテ提出スルカ如キ即チ之ナリ

二 職役ヲ離レタルコト

軍人カ一旦職役ニ就キタル以上ハ職役ヲ離ルル罪ヲ犯スコトヲ得
ヘキモ前項ノ罪ヲ犯スコトヲ得サルモノナリ故ニ一ハ職役ニ就カ
スト云ヒ一々職役ヲ離ルト云ヘルモノトス

職役ヲ離ル、トハ犯人カ職役ニ就キ其履行ノ爲メニ受クル身體ノ
覇辟ヲ脱スルコトヲ云フモノナリ故ニ軍人ハ其職役ヲ履行スル爲
メニハ兵營アリテ其内ニ居住スルコトヲ要スルモノナリ之レ義務
履行ノ爲メニ受クル身體上ノ覇辟ナリ換言スレハ一定ノ職務ヲ履
行スル爲メニ定メラレタル場所ノ範圍ヲ超越スルコトヲ云フモノ
ナリ此ノ意味ニ解スルトキハ航海演習等ノ爲メニ出張シテ或地ニ

滞在シタル場合ノ如キ定メラレタル一定ノ範圍ニ居住セザル可カ
ラス本條ハ何レノ場合ヲモ包含スルモノト信ス

職役ヲ離レタリト見ル時期ハ何時ナリヤ即チ本罪ノ既遂ノ時期如
何ノ問題ニ付テハ研究ヲ要スル問題ナリ

余ノ信スル所ニヨレハ兵營ノ如キ一定ノ建造物内ニ在ルトキハ其
圍障ヲ脱シタルトキニ既遂トナルト信ス然レトモ若シ憲兵等ニ發
見セラレ之ヲ遂撃セラレタル場合ノ如キニ在リテハ其實力ノ及ハ
サル時ニ至リテ始メテ既遂トナルト信ス

兵營外ニ於ケル場合ト雖之ト同様ニ解釋スルコトヲ得ヘシ

本條ノ罪ニ付テモ亦逃亡スルノ故意アルコトヲ必要トスルヲ以テ
若シ此ノ故意ヲ有セザルトキハ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス
兵營ノ如キ場所ニ於テハ問題ナキモ行軍等ニ於テ一定ノ範圍ヲ示

サレタル場合ニ於テ之ヲ知ラスシテ其範圍外ニ出ツルト雖本罪ヲ以テ論スルコトヲ得サルヘシ何トナレハ逃亡ノ故意ナキヲ以テナ

本條ノ罪モ亦敵前ナルト戰時ナルト其他ノ場合ナルトニ因リテ其處分ニ輕重アルコト法文ノ明示スルトコロナリ

第七十四條 黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ

區別ニ從テ之ヲ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 戰時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五

年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ノ場合ハ黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ關スルモノナリ而シテ本條ハ條文ヲ一讀スルトキハ明カナルヲ以テ特ニ説明ヲ加ヘス

第七十五條 艦船ノ乘員故ナク其ノ艦船發航ノ期ニ後レタルトキハ其經過日數ヲ問ハス前二條ノ規定ヲ適用ス

本條ハ艦船乗員カ故ナク發航期ニ後レタル場合ニ關スル規定ナリ而シテ本罪ノ成立條件ヲ見ルトキハ左ノ如シ

一 艦船乗員ナルコト

艦船ノ乗員トハ海軍軍人ニシテ艦船ニ乗組ムヘキ者ハ勿論其他特別ノ關係ヨリ艦船ニ乗組ムヘキ義務ヲ負フ者ヲモ包含スルモノナリ故ニ一時的の雇員ノ如キモノナリト雖苟クモ艦船ニ乗組ムヘキ義務ヲ有スルトキハ其者モ亦乗員ト云フコトヲ得ヘキモノナリ而シテ艦船ノ乗員タル以上ハ將校ナルト兵卒ナルトハ之ヲ區別スルノ必要ナク一般ニ本條ノ適用ヲ受クヘキモノナリ

二 故ナク發航ノ期ニ後ル、コト

艦船發航ノ時期ハ戰時ナルト平時ナルトヲ問ハスシテ之ヲ確實ナラシメサル可カラス或ル一二ノ乗員ノ遲延スルニ由リテ發航期ヲ

延期スルカ如キハ航海上殊ニ戰時ノ場合等ニ於テハ戰機ヲ失スルノ慮アルヲ以テ之ヲ嚴守セサルヘカラス故ニ本條ノ如キ規定ヲ設ケテ之ヲ制裁ヲ附シ以テ之ヲ防止スルモノナリ
乗員カ發航期ヲ後レタルハ何等正當ノ理由ナキコトヲ要スルモノナリ故ニ疾病其他已ムヲ得サル事情即チ犯人カ他ノ犯罪者ナルコトヲ發見セラレ警察署ニ拘引セラレ拘留セラレタル場合ノ如キハ又已ヲ得サルモノナリト解釋スルヲ妥當ナリト信ス然レトモ此ノ場合ニ於テハ其事情ハ犯人ノ行爲ニ基ツクモノナルヲ以テ已ムヲ得サル事情ト云フコトヲ得スト云フモノアルモ余ハ之ノ說ヲ採ラス

乗員カ自己ノ故意過失ニ依リテ疾病ヲ作爲シタルトキ即チ牛飲馬食以テ疾病者トナリタルトキノ如キハ如何ト云フニ余ノ考フル所

ニ依レハ如斯場合ハ假ヘ疾病等ニ基ツキ乗船スルコトヲ得サルト雖モ本罪ヲ構成スルモノト信ス
 以上二ヶノ條件ヲ具備スルトキハ本條ノ罪ヲ構成ルモ其一ヲ缺クトキハ本罪ヲ構成スルコトナシ
 而シテ本條ノ規定ニヨレハ經過日數ヲ問ハサルモノトセルヲ以テ艦船發航ノ時ニ後レタルトキハ直チニ本罪ヲ構成スルモノトス彼ノ逃亡罪ノ如ク六日又ハ三日ト云フカ如キ規定ヲ設ケサルヲ以テモ明カナルヘシ
 而シテ本條ニハ前條ノ規定ヲ適用ストアレヲ以テ敵前ナルトキト戰時又ハ其他ノ場合ナルトキ又黨與シテ爲シタル場合等ニ付テ其刑ニ輕重アルモノトス

第七十六條 敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役

若ハ禁錮ニ處ス

本條ハ所謂奔敵罪ニ關スル規定ナリ今本條ノ成立要件ヲ見ルトキハ左ノ二ヶノ條件ヲ具備スルニ依リテ成立スルモノトス
 一 敵ニ奔リタルコト
 敵ニ奔ルトハ我軍隊ノ範圍ヲ脱シテ敵ノ支配内ニ移ルコトヲ云フモノナリ故ニ敵ニ奔ラントスル意思アルノミニテハ未タ本罪ヲ構成スルモノニアラスシテ實際敵ノ支配下ニ移リタルコトヲ要スルモノトス
 海軍刑法第三十五條ニハ指揮官其盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リタルトキ云々トアリ故ニ指揮官カ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リタルトキハ第三十五條ノ罪ヲ構成シ盡シタル後ニ於テ敵ニ降リタルトキハ本條ヲ以テ處分セラル、コト既ニ述ヘタル所ナリ

本條ノ場合ニ於テ單ニ敵ニ降リトノミ規定シテ其指揮官ナルト否トニ付キテハ特別ノ規定ヲ設ケサルヲ以テ何人ナリト雖本罪ノ客體タルコトヲ得ヘキモノナリ即チ指揮官カ單獨ナルト其他ノ將校ナルト下士兵卒ナルトハ之ヲ問フコトヲ要セサルモノナリ

敵ニ降ルニハ單獨ニテ降ル場合モアル可ク又黨與シテ降ル場合モアル。可シ而シテ本條ハ廣ク敵ニ降リタル者トノミ規定セルヲ以テ見ルトキハ何レノ場合ナルトハ之ヲ問ハサル所ナリ

二 敵ニ降ルニハ其目的ノ如何ハ之ヲ問ハサルモノト

敵ニ降ルニハ其目的ノ如何ハ之ヲ問ハサルコトハ本條ニハ單ニ敵ニ降ルトノミ規定セルヲ以テモ明カナル可シ故ニ敵ニ與シテ本國ニ抗抵センコトヲ目的トスルモノナルト或ハ又危險ヲ恐れ自己ノ生命ヲ全フスルニハ敵ニ降ルニ如カストスル場合ナルトハ之ヲ問

ハサル處ニシテ苟クモ敵ニ降リタル事實アルニ於テハ本條ヲ以テ處分スルニ足ル可シ

敵ニ降リテ敵情ヲ偵察セントノ目的ヲ以テ假裝的ニ敵ニ降リタル者ハ本條ヲ以テ處分スルコトヲ得ルヤ否ヤハ疑問ナリ余ノ考フル所ニヨレハ敵情偵察ノ目的ヲ以テスルトキハ宜シク其事實ヲ開示シテ上官ノ許可ヲ得サル可カラサルモノト信ス若シ然ラスシテ單獨ニ敵ニ降リタル場合ノ如キハ其目的ハ如何ニ敵情偵察ト云フ善良ナル目的ニ出ツルト雖之ヲ以テ行爲ノ違法ヲ阻却スルモノニアラス奔敵罪トシテ處分セラレサルヘカラス之レ本條ノ規定ヲ見ルモ單ニ敵ニ奔リタル者ト規定シテ故ナクノ文字ヲ使用セサルヨリスルモ本條ハ敵ニ奔ル行爲其モノヲ處罰スルモノナルコトヲ知り得ヘシ

以上述フルニケ條件ヲ具備スルトキハ奔敵罪ヲ成立スルモノサリ
故ニ其一條件ヲ缺クトキハ本罪ヲ構成スルコトナカルヘシ

第七十七條 第七十三條第一號第七十四條第一號及

前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ハ本章中未遂罪ヲ處罰スルノ行爲ヲ規定シタルモノナリ別ニ
説明ヲ要セサルヲ以テ之ヲ省略ス

第八章 軍用物損壞ノ罪

本章ハ軍用物損壞ニ關スル規定ナリ軍用物ハ軍用ニ供セラルル凡
テノ物ヲ云フモノニシテ海軍軍人ニシテ之ヲ毀損スルカ如キハ軍
隊ヲシテ軍用物ノ使用ヲ不能ナラメ又ハ其使用ヲ不便ナラシムル
等軍事上ノ不利益ヲ讓スコト實ニ大ナリト云フヘキナリ而シテ軍

用物ノ或ル種類ノ物ニ在リテハ急激ニ之カ補給ヲ爲シ能ハサルモ
ノ等モアリ且ツ又軍用物ハ軍ノ活動ニ必用缺ク可カラサルモノナ
ルヲ以テ之ヲ毀損シ又ハ破壞スルカ如キハ軍人トシテ甚タ憎ム可
キ者ナリ故ニ本章ニ於テハ之等ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ處罰スルモ
ノナリ

第七十八條 海軍ノ艦船工場戰鬪ノ用ニ供スル建造

物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ海軍ノ用ニ供スル物ヲ貯
藏スル倉庫ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十
年以上ノ懲役ニ處ス

本條ハ軍用物ヲ燒燬シタル者ノ處分ニ關スル規定ナリ今本條ノ成
立スルニ要スル條件ヲ見ルトキハ左ノ如シ

一 海軍ノ艦船工場、戦闘ノ用ニ供スル建造物、瀛車、電車若ハ橋梁又ハ海軍ノ用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ナルコト
艦船ノ如何ナルモノナルヤハ既ニ之ヲ述ヘタリ工場トハ軍用物ヲ製作スル爲メ又ハ其他ノ工作ノ爲メニ用井ラルル場所ヲ云フモノニシテ例ヘハ砲兵工廠又ハ造兵廠等ノ如キモノヲ云フモノナリ建造物、瀛車、電車若ハ橋梁ニ付テハ既ニ説明セル所ナルヲ以テ明カナリ海軍ノ用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫トハ之カ爲メニ建設セラレタルモノハ勿論一私人ノ所有ニ屬スルモノト雖賃貸借關係等ニ依リテ海軍ノ用ニ供セラレタルトキハ之ヲ海軍ノ用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ナリト云フコトヲ得ヘシ

二 第一項ニ掲ケタル物ヲ燒燬スルコト
燒燬スルトハ火力ヲ以テ物ヲ損壞スルコトヲ云フモノナリ燒燬ハ

何時ニ於テ既遂罪ヲ構成スルヤニ付テハ學說區々タリ第一說ニ因ルトキハ目的物ハ火力ノ爲メニ原形ノ重要ナル部分ヲ失ヒ其物ノ作用ヲ失ヒタル時ニ於テ既遂トナルモノトシ又第二說ニ因ルトキハ火力ハ媒介物ヲ離レテ自然ニ燃燒力ヲ繼續シ得ヘキ程度ニ至リタルトキニ既遂トナルモノトセリ余ハ第一說ヲ以テ正當ナリト信ス

以上二ケノ條件ヲ具備スルトキハ本罪ヲ構成スルニ至ルモ若シ其條件ノ一ヲ缺クトキハ本罪ヲ構成スルコトナシ

第七十九條 露積シタル兵器、彈藥、糧食、被服其他海軍

ノ軍用ニ供スル物ヲ燒燬シタル者ハ左ノ區別ニ從

テ處斷ス

- 一 戰時ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
- 二 其他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

本條ハ露積シタル軍用物ニ關スル物ヲ燒燬シタル場合ニ關スル規定ナリ

前條ニ於テハ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ燒燬シタル場合ニ關スルモ本條ニ於テハ露積シタル物ニ關スルニ所謂露積シタルト云フハ一見雨洒ト爲シ置クモノト解セラルルモ單ニ夫ノミヲ云フモノニアラスシテ即チ屋外ニ積載セル所ノ一切ノ場合ヲ包含スルモノト云ハサル可カラス故ニ港頭ニ積載セル場合ノ如キ或ハ又其積載シタル物ヲ天幕ヲ以テ之ヲ覆フモ尙ホ露積シタル物ト云フニ

妨ケナシ
要スルニ露積シタル物ナリヤ否ヤハ倉庫ノ内ニ收納セラレタルモノナリヤ否ヤニ依リテ決セラル可キモノナリ故ニ假ヘ建造物ナリト雖其物ニハ周圍ヲ設クスシテ建設セラレタルモノノ如キハ倉庫ト認メ得サルモノノ内ニ積載シタルトキハ之ヲ露積シタル物ト云フニ妨ケナシト信ス彼ノ雨覆ノミアル建造物ノ如シ
露積ヲ燒燬シタルノ結果他ノ倉庫モ延燒シタルトキハ本條ノ罪カ前條ノ罪トノ俱發セルモノナルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ前條ヲ以テ處分スヘキモノナリ
本條ニ所謂燒燬ト云フモ前條ニ於ケル意義ト異ル所ナキヲ以テ之ヲ省略ス

本條ノ罪ハ戰時ナルト其他ノ場合ナルトニ因リテ其刑ニ輕重アル

コト法文ノ明示スル所ノ如シ

第八十條

火藥汽罐其他激發スベキ物ヲ破裂セシメ
前二條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ燒燬ノ例
ニ同シ

ニ同シ

本條ハ激發性ヲ有スル物ヲ破裂セシメテ軍用物ヲ損壞セシメタル
場合ニ關スル規定ナリ本罪ヲ説明スルニハ左ノ如ク區別シテ之ヲ
説明スルヲ便宜トス

一 火藥、汽罐其他激發スヘキモノヲ破裂セシメタルコト
火藥ハ元來激發性ヲ有スルモノナリ汽罐モ亦然リ而シテ激發性ヲ
有スル者ハ獨リ火藥汽罐ノミニ止マラス其他多クノ物アリ得ヘシ
簡シテ犯人カ此等激發性ヲ有スル物ヲ激發セシムルコトヲ要スル

モノナリ故ニ其激發ハ犯人ノ行爲ニ基ツクニアラス天候ノ早魃其
他ノ事由ニ依リテ自然ニ破裂ヲ生シタルトニハ其責任ヲ歸セシム
ルモノナシト云フヘキナリ

二 第七十八條、第七十九條記載ノ物ヲ損壞シタルコトヲ要ス

火藥、汽罐其他ノ物ヲ破裂セシムルト雖何等他ニ危險ヲ及ホササル
場合ノ如キハ本條ノ犯罪ヲ構成スルコトナキモノトス例ヘハ廣漠
タル原頭ニ於テ破裂セシムルカ如シ

然レトモ破裂ノ結果倉庫ニ收納セル軍用物ヲ損壞シ又ハ露積シタ
ル軍用物ヲ損壞スルカ如キ結果ヲ生シタルトキハ所謂本條ノ規定
ニ依リテ處分セララルモノナリ又犯人カ軍用物ヲ損壞シタリト雖
他ノ方法ヲ以テ損壞シタルトキハ他ノ法條ニ依リテ處分セララル可
ク本條ハ其手段ハ激發物ヲ破裂セシメタル場合ノミニ關スル規定

ナルヲ以テナリ

第八十一條 海軍ノ艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者ハ

死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條ハ海軍ノ艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル場合ニ關スル規定ナリ本罪ノ成立條件ヲ見ルトキハ左ノ二條件ヲ具備スルコトヲ要スルモ

一 海軍ノ艦船ナルコト

本罪ノ容體ト爲リ得ヘキモノハ海軍ノ艦船ナルコトヲ要ス艦船ニ付テハ茲ニ再說スルノ要ヲ見ス故ニ海軍ノ艦船ニアラサル船舶ヲ覆没又ハ破壊シタリト雖モ本條ヲ以テ處罰スルコトヲ得サルモノトス然レトモ普通刑法第二百六條ノ罪ヲ構成スルコトアルヘシ何トナレハ同條ニハ人ノ現在スル汽車電車ヲ覆没又ハ破壊シタル

者ハ云々第二項ニハ人ノ現在スル艦船ヲ破壊シタル者亦同シ云々ト規定セルヲ以テ見ルトキハ海軍所屬ノ艦船ニアラサル船舶ナルトキハ普通刑法ヲ以テ處罰セラルルモノナリトス而シテ本條ノ罪ハ本法第二條ニヨリテ海軍軍人ニアラサル者カ犯シタル場合ト雖之ヲ適用スヘキモノナルヲ以テ若シ普通人カ海軍所屬ノ艦船ニ關シテ本條ノ罪ヲ犯シタルトキハ普通刑法第二百六條ヲ以テ處罰スヘキニアラスシテ本條ヲ以テ處罰スヘキモノトス本法ニ於テハ海軍ノ艦船ヲ云々ト規定セルヲ以テ海軍所屬ノ艦船ヲ指スモノナルコト明カナリ若シ然リトセハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ艦船ニ對シテ本條ノ罪ヲ犯シタルトキハ本條ヲ以テ處罰スルコトヲ得ヘキヤ否ヤト云フニ余ノ考フル所ニ依レハ本法第七條ニハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル

行爲ハ云々ト規定シテ一見人ニノミ限定セルカ如キ外觀ナキ能ハ
 スト雖本法第三十九條ニ指揮官敵前ニ於テ帝國又ハ帝國ト共同作
 戦ニ從テ外國ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ救護セサルコトヲ處罰セ
 ルヲ以テ見ルモ將タ又本條ニ於テハ只海軍ノ艦船トノミ規定シテ
 殊ニ帝國ニ屬スル艦船ト規定セサルヲ以テ見ルモ本條中ニハ海軍
 ト共同作战ニ從テ外國艦船ヲモ包含スルモノト解釋スルノ妥當ナ
 ルヲ信スルモノナリ尙ホ此ノ點ニ付テハ疑ナキヲ以テ第八十五條
 ニ於テハ殊ニ適用スヘキ旨ヲ明カニセリ

二 覆沒又ハ破壊スルコト

覆沒又ハ破壊スルトハ艦船ノ使用ヲ不能ナラシムル方法ニシテ覆
 沒トハ艦船ヲ形體ノ儘ニテ海中ニ沈入セシムル行爲ヲ云フモノニ
 シテ艦船ノ服部ニ穴空ヲ設ケテ侵水セシメ又ハ侵水アルニ際シテ

覆沒セシメシカ爲ニ之ヲ防止セサルコト其他一切ノ行爲ヲ云フモ
 ノナリ又破壊スルトハ物質的ニ破壊ヲ生セシムル行爲ヲ云フモノ
 ニシテ艦船ノ櫓ヲ休スカ如キ煙突ヲ折ルカ如キ又一部ノ破壊タル
 ト否トハ之ヲ問ハサル所ナリ而テ本條ニハ單ニ破壊トノミアルヲ
 以テ之カ爲ニ使用不能ニ至タル場合ナルト否トハ之ヲ問ハサル所
 ナリ海軍軍人カ故意ニ坐礁ヲ生セシメ又ハ淺瀬ニ乗上ケタルトキ
 ハ艦船ノ破壊又ハ覆沒トシテ本條ヲ以テ論スルコトヲ得ヘキヤ否
 ヤハ疑問ノ存スル所ナリ如斯場合ニ於テハ本條ノ所謂覆沒又ハ破
 損ノ何レニモ該當セサルカ如シ然レトモ之カ爲メニ其艦船カ使用
 不能ニ至リタルトキハ破壊ト見ルコトヲ得サルニアラスト雖次條
 ヲ以テ處分スルコトヲ得ヘキモノト信ス

以上ニケノ條件ヲ具備セサルトキハ本條ノ罪ヲ壞成スルコトナキ

第八十二條 第七十八條ニ記載シタル物又ハ海軍戰
 鬪ノ用ニ供スル鐵道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ
 又ハ使用スルコト能ハサルニ至ランメタル者ハ無
 期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

本條ハ軍用ニ供スル物ヲ損壞シ又ハ使用不能ニ至ラシメタル場合
 ニ關スル規定ナリ本條ヲ述フルニ當リテハ左ノ二場合ニ區別シテ
 説明スルヲ便宜ナリトス

一 第七十八條ニ記載シタル物又ハ海軍戰鬪ノ用ニ供スル鐵道、電
 線若ハ水陸ノ通路ナルコト

第七十八條ニハ海軍ノ艦船、工場、戰鬪ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車

若ハ橋梁又ハ海軍ノ用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫又燒燬シタル場
 合ナリ而シテ本條ノ場合ノ客體ハ單ニ夫ノミニ止マスシテ尙ホ海
 軍戰鬪ノ用ニ供スル鐵道、電線若ハ水陸ノ通路ヲモ本罪ノ目的タル
 コトヲ得ヘキモノトス

第七十八條ニ規定シタル物ニ關シテハ別ニ説明ヲ要セサルモ茲ニ
 所謂鐵道、電線、水陸ノ通路ニ付テハ前ニモ一言シタルカ如ク專ラ軍
 用ニ供スル目的ヲ以テ建設セラレタルモノハ勿論、一般公衆ノ用ニ
 供セララル爲メニ設營セラレタル營造物ナリト雖、鐵道、橋梁又ハ軍
 用電信法ニ依リテ軍用ニ供セラレタルモノモ亦本條ニ包含スルモ
 ノト解釋セサル可カラス

二 損壞シ又ハ使用不能ニ至ラシメタルコト

損壞シトハ物質的ニ物ニ損所ヲ生セシムルコトヲ云フモノニシテ

其損壞ノ程度高キトキハ使用不能ニ至ルヘキヲ以テ損壞トハ使用不能ノ程度ニ至ラサル物質的ノ破損ヲ生セシムルコトヲ云フモノナリ

使用不能トハ其物ノ用法ヲ失ハシムル一切ノ場合ヲ包含スルモノナリ故ニ電線ヲ切斷スルトキハ使用不能トナルヘキモ電信柱ヲ切斷スルモ電線ヲ切斷セサルトキハ未タ以テ交通機關トシテ其作用ヲナシ得ヘキトキハ使用不能ニアラスシテ損壞ナリト云ヘキモノトス

又水陸ノ通路ヲ破壞シテ人馬艦船ノ通行ヲ爲スコト能ハサラシムルニ至ルハ之レ使用不能ナリ又道路ニ大石又ハ大木ヲ横ヘ通行ヲ不能ナラシムル程度ニ至リタルトキハ之ヲ使用不能ニ至ラシメタルモノト云フコトヲ得ヘシ故ヲ以テ道路ニ損壞ヲ來シタリト雖モ

未タ通行不能ヲ來ササルトキハ損壞ヲ以テ處分セラル可ク不能ヲ以テ罰スルコトヲ得サルモノトス故ニ假ヘハ道路ニ小溝ヲ鑿ツモ人馬ノ通行ニ何等不便ヲ與ヘサル如キハ之ヲ損壞ナリト云フコトヲ得ヘシ

水陸ノ通路ニ虚偽ノ標示ヲ爲シタルトキ即チ通行止メト標示シタルトキハ使用不能ナリヤ損壞ナリヤト云フニ余ノ信スル所ニ依レハ使用不能ノ場合ノ一トシテ處分スヘキモノナリト信ス何トナレハ本條ノ規定ヲ見ルモ云々又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者トアルヲ以テ其方法如何ヲ限定セサルヲ以テ見ルトキハ斯ク解釋スルノ妥當ナルヲ信ス

以上二ヶノ要件ヲ具備スルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルモノナリ而シテ本條ノ場合ニ於テモ損壞又ハ使用不能ナラシムルノ故意アル

コトヲ要スルモノナルヲ以テ故意ナキ場合又ハ適法ノ行爲ニ依リテ以上ノ結果ヲ生スルコトアリトスルモ本條ヲ以テ處分スルコトヲ得サルモノトス假ヘハ海軍軍人ハ一時通路ニ於テ或ル作業ニ從事スルコトヲ命セラレ之レカ爲ニ一時ノ通行不能ヲ來スモ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス

第八十三條 兵器彈藥糧食被服其他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ハ軍用物ノ毀棄又ハ傷害ニ關スル規定ナリ而シテ本條ニ所謂兵器彈藥糧食其他軍用ニ供スル物ナルトキハ如何ナル物ニテモ本罪ノ目的物トナルコトヲ得ヘキモノトス

而シテ本條ニ所謂毀棄トハ物ヲ物質的ニ損壞スルモノニシテ例ヘハ被服ヲ引キ裂クカ如キ即チ毀棄ナリト云フコトヲ得ヘシ傷害トハ無生物ニ對スルモノニアラスシラ生物ニ對スル場合ヲ云フモノナリ故ニ軍馬ノ如キニ對スル場合ハ傷害ト云フコトヲ得ヘキモノナリ故ニ軍用ニ供セラルル生物ノ種類ノ如何ナル者ナルヤハ一々之ヲ列示スルコトヲ得サルヲ以テ其時期ニ於テ何カ海軍ノ用ニ供セラルル生物ナルヤヲ決定セサルヘカラス

第八十四條 第七十八條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
本條ハ未遂罪ヲ處罰スル場合ヲ規定シタルモノナリ未遂罪ノ處罰ニ付テハ別ニ説明スルノ要ヲ見サルヲ以テ之ヲ略ス

第八十五條 本章ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外

國陸海軍ノ軍用物ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

本條ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國陸海軍ノ軍用ニ供スル物ニモ適用セラルル旨ヲ規定シタルモノナリ

本章ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ノ軍用ニ供スル物ニ付テモ適用セラルルモノナリヤ否ヤニ付テハ疑ノ存スル所ナリ故ニ本條ヲ設ケテ以テ之ニ適用セラルルコトヲ規定シタルニ過キサルモノトス若シ此ノ規定ヲ設ケサルトキハ或ハ適用セラレサルモノト解釋シ得ラルルヲ以テ其適用ノ範圍ヲ明確ナラシメタルニ外ナラサルモノトス

第九章 掠奪ノ罪

本章ニ於テハ掠奪ニ關スル規定ヲ設ケタリ掠奪ノ如何ハ各本條ニ

於テ之ヲ詳説スヘキモ財産ニ關スル罪ノ一種ニ外ナラス軍人カ戰地ニ在リテハ暴力ヲ行使シ易キヲ以テ勢ヲ恃ンテ而テ戰地又ハ占領地住民ノ財物ヲ暴行脅迫ヲ以テ之ヲ奪取スル場合少ナカラス如斯行爲ハ獨リ軍人ノ行爲トシテ惡ム可キ行爲ナルノミナラス率ヘテ帝國陸海軍軍人ノ威信ヲ損スルモノナリ且ツ一ケ人カ戰地又ハ占領地住民ノ所有ニ係ル財物ヲ奪取スルノ權利ヲ有セサルモノナルヲ以テ如斯行爲ハ犯罪行爲タルコトヲ免レサルヘシ故ニ本章ニ於テハ掠奪罪ヲ規定シテ此ノ種ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ嚴罰スル以所ナリ

第八十六條 戰時又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ

財物ヲ掠奪シタルモノハ一年以上ノ有期懲役ニ處

前項ノ罪ヲ犯スニ當リ婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

本條ハ敵國又ハ占領地住民ノ財物ヲ掠奪シタル者及ヒ婦女ヲ強姦シタル場合ニ關スル規定ナリ以下之ヲ分解シテ説明スヘシ

- 一 戰地又ハ帝國軍ノ占領地ナルコト
- 之レ掠奪行爲ヲ行フヘキ場所ニ關スル規定ナリ戰地又ハ占領地ノ如何ハ既ニ之ヲ説明シタル所ナルヲ以テ再說セス故ニ其他ノ場所ニ於テ掠奪行爲ヲ爲シタルトキハ普通刑法ノ強盜ヲ以テ論スヘキ場合アリト雖本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス
- 二 戰地又ハ占領地住民ノ財物ナルコト
- 之レ被害者ノ何人ナルヤニ關スル規定ナリ住民トハ如何ナルモノヲ云フヤト云フニ之レ國際法上ノ問題ニ關スルモ普通ニ住民ト云

フトキハ戰地又ハ占領地ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ云フトスルヲ妥當ナリト信ス住所トハ自己カ生活ノ本據トシテ定住スルコトヲ云フモノニシテ居所トハ一時的ナルト否トヲ問ハスシテ現住スルモノヲ曰フモノナリ

財物トハ其意義甚タ廣シ苟タモ金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ價格ヲ有スル物ハ凡テ之ヲ財物ナリト云フコトヲ得ヘシ故ニ金錢其ノ他ノ有體動産ノ如キ一トシテ財物ニアラサルハナシ

然レトモ不動産ハ金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキモノナルモ本條ニ所謂財物ナリト云フコトヲ得サルモノト信ス何トナレハ本罪ハ掠奪ノ目的トナルヘキ財物ヲ指スモノニシテ掠奪ハ所持シ能フモノ即チ場所ノ移轉ヲ必要トスルモノナルモ不動産ハ場所ノ移轉ハ不能ナルヲ以テ見ルトキハ掠奪罪ノ目的トナルコトヲ得サルモノト云

フヘキナリ
三 掠奪スルコト

掠奪スルトハ暴行脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ其所持内ヨリ奪取シテ自己ノ所持内ニ移スコトヲ云フモノナリ故ニ掠奪ハ強盜ト異ナル所ナキモノナリ只其名稱ヲ異ニスルニ過キスシテ内容ヲ異ニスルモノニアラス故ニ他人ノ意思ニ反シテ行ハルル場合ニノミ掠奪罪ヲ構成シ若シ他人ヲ偽罔シテ錯誤ニ陥ラシメ其錯誤ニ基ツキ意思ヲ決定シ其意思ニ基ツキテ財物ヲ交付セシムルカ如キ平隱手段ニヨルモノハ之レ詐僞取財トシテ普通刑法ニヨリテ處分セララル可ク本條ヲ以テ處分スルコトヲ得サルモノトス然レトモ暴行又ハ脅迫ヲ行ヒ他人ノ物ヲ奪取スルト雖モ上官ノ命令ニ基ツテ鹵獲スル場合ハ之レ適法行爲トシテ國際法上ニ於テモ

亦之ヲ認ムルモノナルヲ以テ本條ノ罪ヲ構成スルコトナキモノトス然レトモ一ヶ人カ此ノ權利ナキヲ以テ一ヶ人ノ爲シタル行爲ハ鹵獲ニアラスシテ本條ノ所謂掠奪行爲ナリ他人カ故意ナキモノヲシテ掠奪セシメタルトキハ如何ト云フニ此ノ場合ニ於テハ間接正犯ノ觀念ニヨリテ之ヲ利用シタル者ヲ掠奪罪トシテ處分スヘキモノナリトス以上述フル三ヶノ條件ヲ具備シタル行爲ヲ爲シタルトキハ掠奪罪ヲ構成スヘキモノナリ而シテ掠奪者ハ掠奪ヲ爲スニ當リテ婦女ヲ強姦シタルトキハ其刑ヲ加重セララルモノトス

掠奪者ハ性質上甚タ猛惡ナル者ニシテ往々婦女ヲ強姦スル場合アリ此レ甚タ惡ムヘキ行爲ナリ強姦スルトハ暴行脅迫ヲ以テ婦女ノ意ニ反シテ淫スルコトヲ云フモノニシテ若シ婦女カ同意ヲ與ヘタ

ルトキハ之レ合意上ノ行爲ナルヲ以テ刑法ハ之ヲ放任シテ處罰セ
ス只掠奪罪ヲ以テノミ處分セラル、モノナリ

第八十七條 戰場ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服
其他ノ財物ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役
ニ處ス

本條ノ成立條件ヲ述フルトキハ左ノ三ヶノ條件ヲ具備スルコトヲ
要スルカ如シ

一 戰場ニ於テスルコト
前條ニ於テハ戰他又ハ占領地トシテ其範圍一層廣キモ本條ノ場合
ニ於テハ戰場トノミ之ヲ限定シタリ之レ褫奪行爲ノ場所ヲ定メタ
ルニ過キサルヲ以テ別ニ説明スルキ點ナキヲ以テ之ヲ略ス

二 戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其他ノ物ナルコト
戰死者ハ戰爭行爲ニヨリテ死亡シタル者ヲ云ヒ戰傷者ハ負傷者ヲ
云フ病者トハ疾病者ヲ云フモノニシテ戰時ニ在リテハ連日酷暑又
ハ酷暑ヲ侵シタル結果多數ノ病者ヲ出スコトアリ此等ノ者ノ所持
スル携帶品又ハ被服等ヲ褫奪スルコトヲ要スルモノナリ元ヨリ之
等ノ者ハ身體ノ自由ヲ失ヒ又ハ生命ヲ有セサルモノナルヲ以テ之
ヲ褫奪スルニ甚タ容易ナルモノナリ然レトモ此等ノ者ノ所持スル
物品ヲ他ノ特別法ニヨリテ相當ノ處分ヲ爲スヘキモノニシテ之ヲ
放擲スヘキモノニアラス故ニ法律ヲ以テ之ヲ保護シテ弊害ヲ防止
スルモノナリ

三 褫奪スルコト

褫奪モ亦暴行脅迫ヲ用ヒ又ハ用ヒスシテ他人ノ物ヲ奪取スルモハ

ナリ所謂抵抗カヲ有セサル戰死者又ハ戰病傷者ニ對スルモノナリ故ニ之ヲ掠奪ト云ハスシテ褫奪タル文字ヲ使用シタルニ外ナラサルナリ

以上ノ三條件ヲ具備スルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルモノトス

第八十八條

前二條ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキ

ハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタルト

キハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十六條及ヒ第八十七條ノ罪ヲ犯スニ當リテ犯人カ人ヲ傷害シタルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルモノナリ而シテ傷害シタルトハ別ニ説明ヲ要セスシテ明カナリ而シテ本條第二項ニハ死ニ致シタルトキト規定セリ之レ所謂結果犯ノ場合ナリ故ニ犯人カ人ヲ傷害ス

ルノ故意ヲ有シ殺人ノ故意ヲ有セサルトキト雖之レカ爲メ死亡ノ結果ヲ惹起シタルトキハ其結果ニ對スル責任ヲ負ハサルヘカラス法文ニ何々シ因テ死ニ致シノ文字ヲ使用シタルトキハ之レ結果犯ノ規定ナリト知ル可シ故ニ犯人カ故意ナキノ故ヲ以テ責任ヲ免ルコトヲ得サルモノトス

第八十九條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ハ本章中掲クル所ノ罪ヲ犯シタル者ノ未遂ヲ處罰スル旨ヲ規定シタルニ過キス別ニ説明ヲ要セス

第十章 俘虜ニ關スル罪

本章ニハ俘虜ニ關スル罪トシテ俘虜ヲ逃走セシメ又ハ奪取スル場合等ニ關スル規定ヲ設ケタリ俘虜ハ敵國人ニシテ一定ノ身分ヲ有

スルモノナルヲ以ツテ俘虜ニ關シテハ凡テ我權力ノ支配ニ基ツキテ一定ノ處置方法ヲ取ラサル可カラス然ルニ之等ノ者ヲ逃走セシメ又ハ奪取スル行爲ヲ爲スハ之レ所謂我國權ノ行使ヲ阻害スルニ外ナラス故ニ本章ノ規定ヲ設ケテ以テ國權行使ノ圓滿ヲ期セントシタルモノナリ

第九十條 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其俘虜ヲ逃走

セシメタルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

本條ハ俘虜ヲ看守又ハ護送スル者カ俘虜ヲ逃走セシメタル場合ニ關スル規定ナリ故ニ本罪ノ成立條件ヲ見ルトキハ左ノ如シ

一 俘虜ヲ看守又ハ護送ノ任アル者ノ行爲ナルコト

俘虜トハ一定ノ身分ヲ有スル敵國人ニシテ我權力支配下ニ在ルモノナルコトハ前既ニ之ヲ述ヘタル所ナリ俘虜ハ一定ノ場所ニ收容

セラルモノナルヲ以テ之カ看守者ヲ付スルコトヲ通常トス而シテ其看守ノ任ニ當ル可キモノハ通常ハ軍人ナリ而シテ其任ニ當ル軍人ニハ將校モアルヘク下士兵卒ノ如キモノモアリ得ヘシ此等ノ者ハ其目的ノ如何ヲ問ハス即チ俘虜ノ依頼ニ應ジタルト贈賄ヲ受ケタルト將又不憚ノ念ニ堪ヘスシテ逃走セシムルトハ之ヲ問ハサルトコロナリ

又護送ノ任ニ在ル者トハ俘虜ヲ内國ニ輸送スル場合ナルト或又一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ移轉セシムル爲メナルトヲ問ハサル者トス

二 虜ヲ逃走セシムルコト
俘虜ノ逃走ハ看守者又ハ護送者ノ行爲ニ基ツキテ生シタルコトヲ要スルモノナリ故ニ俘虜ハ單獨ニ逃走シタル場合ノ如キハ他ノ罪ヲ以テ論スルコトヲ得ベキモ本條ヲ以テ處分スルコトヲ得サルモ

看守者カ俘虜ノ逃走センコトヲ知リテ之ヲ防止セサルトキ又ハ逃走シタルヲ見テ之ヲ追撃セサルトキノ如キハ所謂不作爲ノ手段ニ依ル犯罪構成スルヲ以テ本條ヲ以テ處罰セラルルタノナリ故ニ本條ノ場合ハ俘虜ト通謀シテ逃走セシメタル場合ノミナラス如斯場合ヲモ包含スルモノト信ス

護送者ハ護送スルニ當リテ俘虜ヲ解放シテ一定ノ時ニ一定ノ場所ニ到着スヘキ旨ヲ命シ俘虜カ實際其時期ニ其場所ニ到着シタルトキハ本條ノ罪ヲ構成スヘキヤ否ヤ之ニ付テハ議論ノ存スル所ナリ然レトモ余ノ考フル所ニ依レハ逃走トハ監督權ノ範圍ヲ脱スルコト即チ實力支配關係ノ及ハサルニ至ルコトヲ云フモノナルヲ以テ俘虜ヲ解放シタルトキハ其時ハ既ニ實力支配外ニ立タシムルモノ

ナルヲ以テ本條ノ罪ヲ構成スト論斷スルニ憚カラサルモノトス以上二條件ヲ具備スルニ依リテ本罪ヲ構成ス而シテ本條ノ規定ヲ見ルニ逃走セシメタルトキト規定シタルヲ以テ看守者護送者カ看守又ハ護送ノ任ヲ盡シタルモ逃走シタルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルコトナシ然レトモ看守又ハ護送ノ任ニ當ル者ハ自己ノ怠慢又ハ不注意ニ因リテ逃走ヲ來シタルトキハ過失ニ因ル逃走罪ヲ構成スルモノト信ス

第九十一條 俘虜ヲ逃走セシメタル者八十年以下ノ懲役ニ處ス

俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者八七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一
年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條ニ於テハ看守者又ハ護送者カ俘虜ヲ逃走セシメタル場合ニ關
スル規定ヲ設ケタルモ本條ニ於テハ單ニ俘虜ヲ逃走セシメタル者
ト規定セルヲ以テ何人タルヲ問ハス看守者又ハ護送者カ逃走セシ
メタルモノヲ包含スルモノトス而シテ俘虜及ヒ逃走ノ何タルヤニ
付テハ前條ニ於テ既ニ之ヲ説明シタルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス又本
條ニ於テハ單純ナル俘虜ノ逃走ノミナラス一種ノ態様ヲ有スル犯
罪ヲ規定シタリ即チ左ノ如シ

俘虜ヲ逃走セシムルノ目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナ
ラシメタル者ナリ而シテ本罪ノ成立スルニハ左ノ二ヶノ條件ヲ必
要トス

一 俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テスルコト

例ヘハ俘虜ニ器具ヲ給與スルト雖逃走セシムルノ目的ニ出テタル
ニアテサルトキハ本罪ヲ構成スルモノニアラス故ニ俘虜ニ日本刀
ヲ紀念トシテ與フルモ逃走セシムル目的ニ出テサルトキハ本罪ヲ
構成スルモノニアラス一般犯罪ノ成立ニハ目的ヲ必要トセサルモ
本條ニハ器具ノ給與ニハ殊ニ逃走ノ目的ヲ以テスルコトヲ必要ト
スルモノナリ

二 器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシムル行爲ヲ爲シタルコト
器具トハ廣義ノモノニシテ凶器ノ如キハ勿論其他ノ物ト雖逃走ノ
爲ニ使用セラルル物ナルキハ之ヲ器具ト之ニ妨ケナシト信ス
逃走ヲ容易ナラシムル行爲ヲ爲ストハ俘虜カ逃走スルニ好材料ト
爲ル可キ有形無形ノ手段方法ヲ包含スルモノナリト信ス故ニ逃走

スルノ方法ヲ教ユルカ如キ或ハ道路ノ難易ヲ指示スルカ如キ或ハ又服装ヲ變シテ逃走スルコトヲ教示シテ被服ヲ與フルコト或ハ又何レノ場所ハ之ヲ破壊シテ逃走スルコトヲ得ヘキヤ等一切ノ行爲ヲ包含スルモノトス

以上二ヶノ條件ヲ具備スルトキハ第九十一條第二項ノ犯罪ヲ構成スルモノナリ而シテ俘虜ハ其方法ヲ施用シテ實際逃走ヲ遂ケタルトキハ其者ハ第九十一條第一項ノ犯罪ヲ構成スヘキヲ以テ第二項ヲ以テ罰スルコトヲ得サルモノトス

次ニ俘虜ヲ逃走セシムルノ目的ヲ以テ暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ第九十一條第三項ノ規定ニ依リテ處分セラル可シ而シテ其暴行脅迫者ノ爲ス暴行脅迫ハ何人ニ對シテ行ハルルコトヲ要スルヤト云フニ俘虜ヲ看守又ハ護送ノ任ヲ有スル者ニ對シテ行ハルルコトヲ必

要トスルノミナラス俘虜カ逃走スルコトヲ知リテ之ヲ逮捕セントスル一個人又ハ憲兵警察官等ニ對シテモ行フコトヲ得ヘキモノトス而シテ暴行脅迫ノ何タルヤハ前既ニ之ヲ述ヘタルヲ以テ之ヲ省略ス而シテ其結果俘虜カ實際逃走ヲ遂ケタルトキハ第九十一條第一項ヲ以テ處斷セララルモノトス

第九十二條 俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

本條ハ俘虜ヲ奪取シタル者ニ關スル規定ナリ奪取スルトハ暴行脅迫ヲ以テ俘虜ヲ他人ノ實力支配内ヨリ奪ヒ取り自己ノ實力支配内ニ移スコトヲ云フモノナリ此ノ點ニ付テハ前ニモ説明シタルヲ以テ之ヲ略ス

奪取者ハ俘虜ヲ逃走セシメタルトキハ本條ノ罪ハ第九十一條第一

項ノ罪トノ俱發ト爲ルヘキモノナルヲ以テ何レカ重キ一罪ヲ應用シテ處分スヘキモノナリ

第九十三條

逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシ

メタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ハ逃走シタル俘虜ヲ藏匿又ハ隱避シタル場合ニ關スル規定ナリ故ニ本罪ノ成立スルニハ左ノ三ヶノ條件ヲ必要トスルモノナリ

一 藏匿シ又ハ隱避セシムルコト

藏匿スルトハ逃走俘虜ニ場所ヲ給與シテ以テ其發見逮捕ヲ免レンムコトヲ云フモノナリ隱避トハ藏匿以外ノ方法ヲ以テ逃走俘虜ノ發見逮捕ヲ免レンムル手段方法ヲ云フモノナリ故ニ逃走俘虜ニ衣服ヲ給與シテ服裝ヲ變セシメ以テ俘虜タルコトヲ知ラシメサル如キハ凡テ隱避ナリト云フコトヲ得ヘシ

二 逃走シタル俘虜ナルコト

犯人カ逃走シタル俘虜ナルコトヲ知リテ藏匿又ハ隱避スルコトヲ要スルモノナリ故ニ逃走シタル俘虜ナルコトヲ知ラスシテ爲シタルトキハ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス例ヘハ他ノ犯罪人ナリト信シテ藏匿又ハ隱避シタルトキハ普通刑法ノ犯人藏匿ヲ構成スルコトアルヘシト雖本罪ヲ構成スルコトナキモノトス
以上二ヶノ條件ヲ具備スルニヨリテ始メテ本罪ヲ構成スルモノトス若シ其條件ノ一ヲ欠クトキハ本罪ヲ構成スルコトナカルヘシ

第九十四條 第九十條乃至第九十二條ノ未遂罪ハ之

ヲ罰ス

本條ハ本章中如何ナル未遂罪ヲ處罰スヘキヤヲ規定シタルモノナリ

リ未遂罪ニ付テハ別ニ説明ヲ要セス

二百九十

第十一章 違令ノ罪

本章ハ違令ノ罪ト題シテ軍人カ法律規則ニ違反シタル場合ニ關スル規定ヲ設ケタリ軍人カ國民ノ師表タルヘキモノナルヲ以テ軍事ニ關スル法律規則ヲ遵守セサルヘカラサルハ勿論一般法律規則ヲモ亦之ヲ遵守セサルヘカラサルモノナリ而シテ本章ニ所謂違令ノ罪トハ軍事ニ關スル法律規則ニ違反シタル場合ニ關シテ規定シタルモノニシテ一般ノ法律規則ニ違背シタルトキハ一般ノ法律規則ニヨリテ處罰セラルヘキハ勿論ナリ以下各本條ニ付キ之ヲ説明スヘシ

第九十五條 守兵ヲ欺キテ守所ヲ通過シ又ハ守兵ノ制止ニ背キタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 敵前ナル者ハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

二 戰時ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三 其他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ守兵ヲ欺キテ守所ヲ通過シ又ハ守兵ノ制止ニ背キタル場合ニ關スル規定ナリ而テ本條ノ罪ノ成立スルニハ左ノ二場合アリ

一 守兵ヲ欺キテ守所ヲ通過シタルトキ

守兵守所ノ如何ナルモノナルカニ付テハ既ニ之ヲ述ヘタルヲ以テ此ニ之ヲ再言セス

欺キテトハ詐欺ノ手段ヲ以テ守兵ヲ錯誤ニ陥ラシメ而シテ其錯誤ニ基ツキテ守兵ハ守所ヲ通過セシムルコトヲ云フ守兵ヲ欺ク手段方法トシテハ何等制限スル所ナキヲ以テ或ハ言語ヲ以テスルト又ハ形體ヲ以テスルトハ之ヲ問ハサル所ナリ例ヘハ守兵ニ向テ余ハ

二百九十一

偵察ノ歸途ナリト云ヒ或ハ又虚偽ノ報告書ヲ作成シテ之ヲ指揮官ニ送達スヘキ即チ使者ナリト云フカ如キ其他守兵ヲ欺ク一切ノ方法ヲ包含スルモノナリ

守兵カ守所ニ在リテ睡眠セル隙ヲ窺ヒテ通過スルハ守兵ヲ欺キタルモノニモアラス又制止ヲ背セサルニモアラサルヲ以テ通過シタル者ハ刑法上何等處罰セラルルコトナシ然レトモ特別ノ規則アル場合ニ於テハ元ヨリ之ニ從フヘモノトス只守兵ハ職務ヲ怠リタル結果ニ付キ其責任ヲ負ハサル可カラサルモノトス

二 守兵ノ制止ニ背キタルトキ

第二ノ場合ハ守兵ノ制止ニ背キタル一切ノ場合ヲ云フモノナリ故ニ言語ヲ以テ制止セラルルト形體ヲ以テ制止セラルルトヲ問ハス其制止ニ背キテ通過セントスル者ハ本條第二ノ場合ノ犯罪ヲ構成

スヘキモノトス

守兵ハ其權限外ノ行爲ニヨリテ或ハ又守則ヲ誤リテ通行シ得ヘキ者ヲ通行セシメサルトキハ前ニ於テ述ヘタルカ如ク或ハ緊急防禦行爲ト爲ル可キ場合アルヘシ

以上二ケノ犯罪行爲ハ敵前ナルト戰時ナルト其他ノ場合ナルトニ因リテ刑ニ輕重アルコト法文ノ示スカ如シ

第九十六條

歸休兵及豫備役後備役ニ在ル者故ナク

召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲メ召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處

ス

二 其他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ召集ノ期限ニ後レタル場合ニ關スル規定ナリ而シテ本條ノ罪ノ成立スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要スルモノトス

一 歸休予備役後備役ニ在ル者ナルコト

歸休兵豫備役後備役トハ字義明瞭ナルヲ以テ別ニ説明ヲ要セス而シテ歸休兵ニハ將校ナキモ豫備役又ハ後備役ニ在ル者ニ付テハ兵卒ノミナラス將校ヲモ包含スルモノトス

二 召集ノ期限ニ後ルルコト

此ニ所謂召集トハ平時ノ召集ナルト戰時ノ召集ナルトハ之ヲ問ハ

サルモノトス一定ノ時ニ於テ之ニ應セサル可カラズ然ルニ故ナク即チ正當ノ理由ナクシテ之ニ後レタルトキハ戰時ナルト平時ナルトニヨリテ犯罪構成ノ時期ヲ異ニスル所アリ而シテ召集ノ期ニ後ルルト雖未タ法文ノ認ムル處ノ期限ヲ經過セサル間ニ應シタルトキハ本罪ヲ構成スルコトナシ然レトモ他ノ犯罪ヲ構成スルコトアルヘキハ別問題ナリ

而シテ其期間ヲ計算スルニハ如何ナル方法ニヨルヘキヤハ法文別ニ明示セサルヲ以テ一般ノ期間計算ノ方法ニ從フヘキモノト信ス而シテ期間ヲ計算スルニハ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス月又ハ年ヲ以テ算スルモノハ曆ニ從フヘキモノトス

而シテ本罪ヲ構成スルニ要スル期間ハ法ノ明定スル所ニヨレハ左

- ノ二場合アリ
- 一 戰時事變ノ時ニ於テハ五日
 - 二 其他ノ場合ナルトキハ十日
- 以上述フル所ノ二ケノ條件ヲ具備スルトキハ本條ノ罪ヲ構成スルモノトス

第九十七條

兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ
 身體ヲ毀傷シ其他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年
 以下ノ懲役ニ處ス

歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者召集ヲ免ルル目的
 ナ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

本條ハ兵役忌避ニ關スル規定ナリ而シテ本條第一項ノ場合ト第二

項トノ場合ニ於テ少シク規定ヲ異ニスル所アルヲ以テ左ニ區別シ
 テ之ヲ説明スヘシ

第一項ノ犯罪ヲ構成スルニ要スル條件左ノ如シ

- 一 兵役ヲ免ルル目的ヲ以テスルコト

兵役ヲ免レントノ目的ヲ以テスルコトハ本罪ノ成立ニ欠ク可カラ
 サル要件ナリ故ニ例ヘハ身體ヲ毀傷シタリト雖モ其目的ハ危險ナ
 ル職務ヲ免ル、爲メナルトキハ前ニ述ヘタル法條ニ該當スルモ本
 罪ヲ構成スルコトナシ故ニ身體ノ毀傷其他詐僞ノ手段ハ實ニ兵役
 ヲ免ル、ノ目的ニ出ツルコトヲ要スルモノナリ

- 二 疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其他詐僞ノ行爲ヲ爲シタルコト

疾病ヲ作爲シトハ健全ナル身體ヲ以テ疾病者ナリト裝フカ如キ、身
 體ヲ毀傷スルトハ身體ニ創傷ヲ造ルカ如キ其他一切ノ欺罔行爲ヲ

包含スルモノナリ之レ前各所ニ於テ述ヘタル所ナルヲ以テ茲ニ詳説スルノ要ヲ見サルヲ以テ之ヲ略ス

以上ノ二件ヲ具備スルトキハ本條第一項ノ犯罪ヲ構成ス而シテ左ニ第二項ノ場合ヲ述フヘシ

一 歸休兵、豫備役、後備役ニ在ル者ナルコト

此レ別ニ説明ヲ要セスシテ明カナル所ナリ

二 召集ヲ免ル、ノ目的ヲ以テスルコト

召集ヲ免ル、目的ニアラサルトキハ本罪ヲ構成セサルコト之レ亦明カナリ

三 第一ノ場合ニ於テ第二ノ行爲ヲ爲シタルコト

之レ亦前ニ説明シタル處ナルヲ以テ再説ノ要ヲ見ス以上三ヶノ條件ヲ具備スルキハ本罪ヲ構成スルニ至ル而シテ此ノ場合ニ於テハ

法文亦前項ニ同シトアルヲ以テ前項ノ場合ト同一ノ處分ヲ受クヘキモノトス

第九十八條 艦船ノ危急ニ際シ指揮官ノ指揮ヲ待タス其ノ艦船ヲ退去シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 敵前ナルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス
 - 二 其他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス
- 本罪成立ニ要スル條件ヲ見ルトキハ左ノ如シ
- 一 艦船ノ危急ニ際スルコト
- 艦船カ危急ニ際スルトキトハ如何ナル場合ヲ云フヤハ前ニ屢々之ヲ説明シタル所ナルヲ以テ茲ニ之ヲ再説スルコトヲ要セス

二 指揮官ノ指揮ヲ待タスシテ其艦船ヲ退去シタルトキ艦船カ如何ニ危急ニ逢遇スルト雖艦船ノ進退ニ付テハ一ニ之ヲ指揮官ノ指揮命令ヲ待タサル可カラス若シ部下ノ者カ自由ニ艦船ヲ進退シ得ヘシトスルトキハ上官ノ指揮権力カ爲メニ蹂躪セラレ、ニ至ルヘキヲ以テナリ故ニ指揮官ノ指揮ナクシテ艦船ヲ進退セシムルカ如キハ之レ不法行爲ナルコトヲ免レス故ニ本條ハ斯如行爲ヲ犯罪行爲トシテ之ヲ處罰スルモノナリ

本條ノ罪モ亦敵前ナルト其他ノ場合ナルトニヨリテ其處分ニ輕重ヲ設クルコト法文ノ明定スル所ナリ

第九十九條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關スル虛偽ノ命令、通報、又ハ報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ハ戰時又ハ事變ニ際シテ軍事ニ關スル虛偽ノ命令、通報、又ハ報告ヲ爲シタル者ノ處罰ニ關スル規定ナリ故ニ本條ノ罪ヲ構成スルニ要スル條件ヲ述フレハ左ノ如シ

一 戰時又ハ事變ニ際シテ爲スコト

本條ノ規定スル行爲ハ戰時又ハ事變ニ際シテ之ヲ爲スコトヲ必要トスルモノナリ故ニ平時ノ場合ニ於テ如斯行爲ヲ爲スモ本條ノ罪ヲ構成スルコトナキモノトス戰時又ハ事變ノ如何ナルモノナルヤニ付テハ前屢々之ヲ述ヘタル所ナルヲ以テ之ヲ省略ス

二 軍事ニ關スル虛偽ノ命令、通報、又ハ報告ヲ爲スコト

本條ノ罪ヲ構成スルニハ軍事ニ關スル事項ナルコトヲ要スルモノナリ故ニ軍事ニ關セサル虛偽ノ命令、通報、又ハ報告ヲ爲スト雖本條ノ犯罪ヲ構成スルコトナカルヘシ然レトモ他ノ法令ノ規定ニ依リ

テ處罰セラレ、コトアルヘキハ別問題ナリ例ヘハ或ル將校ハ死亡シ其遺族ハ恐惶シテ死亡シタリナトトノ報告ヲ爲シタルトキノ如キハ之レ虚偽ノ報告タルコトヲ失ハスト雖之レ軍事ニ關スル事項ニアラサルヲ以テ本條ノ罪ヲ構成スルコトナカル可シ然レトモ或ル部隊ハ敵ノ爲メニ包圍セラレ指揮官以下全部俘虜ト爲リタリト虚報スルカ如キハ之レカ爲メニ軍ノ計畫ニ影響スル所大ナルメミナラス如斯ハ軍事ニ關スル事項ナルヲ以テ本條ノ罪ヲ構成スルコト勿論ナリ其他ノ類例少ナカラサルヲ以テ推考スルニ足ル可シ

三 敵ヲ利スル目的ナルコトヲ要セス

軍事ニ關スル虚偽ノ命令通報又ハ報告ヲ爲ス者ハ其目的ノ如何ハ之ヲ問フコトヲ要セサルモノナリ若シ犯人カ敵ヲ利スルノ目的ヲ以テ如斯行爲ヲ爲シタルトキハ第二十三條第六號ノ罪ヲ構成ス

キヲ以テ同條ヲ以テ處斷セラレ本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス故ニ本條ハ敵ヲ利スルノ目的以外ニ出テタル行爲ニシテ而シテ犯人カ如何ナル目的ヲ以テスルトハ之ヲ問ハサル所ナリ例ヘハ犯人カ軍ノ騒動ヲ惹起セシムル爲メ諧虚的ノ目的ニ出ツルト或ハ指揮官ニ怨恨ヲ有シ之ヲ晴サント欲シテ虚偽ノ報告等ヲ爲シ其ノ報告ニ基ツキ失態ヲ來サシムルノ目的ニ出ツルモノナルトハ之ヲ問フコトヲ要セサルモノナリ

要スルニ本條ハ敵ヲ利スル目的以外ニ出テタル凡テノ場合ヲ包含スルモノト解釋セサルヘカラス

四 命令通報又ハ通告ヲ爲スヘキ職務權限アルコトヲ要セス

本法第四十九條ノ規定ヲ見ルニ戰時又ハ事變ニ際シテ偵察ノ勤務ニ服スル者虚偽ノ報告ヲ爲シタル者トシ其第二項ニ於テハ戰時又

ハ事變ニ際シテ軍事ニ關スル命令、通報又ハ報告ノ傳達ヲ掌ル者其命令、通報、報告ヲ偽リ傳ヘ又ハ之ヲ故ナク傳達セサルトキト規定シテ其人ニ關シテ特別ナル資格要件ヲ具備スルコトヲ必要トシタリ然レトモ本條ノ規定ヲ見ルニ單ニ戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關スル虚偽ノ命令、通報又ハ報告ヲ爲シタル者トシテ其資格ヲ要件トセサルヲ以テ見ルトキハ本條ノ罪ハ第四十九條ノ資格要件ヲ具備スル者以外ノ者ノ犯シタル場合ニ關スルモノナルコトヲ知り得ヘシ若シ資格要件ヲ具備スル者ハ本條定ムル所ノ行爲ヲ爲シタルトキハ第四十九條ノ犯罪ヲ構成スヘク本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス故ニ例ヘハ一艦長ノ指揮官ハ艦隊ノ指揮權ヲ有スルモノニアラス然ルニ自己カ艦隊司令官ノ代理權ヲ有スル者ナリト稱シテ全艦隊ニ虚偽ノ命令ヲ發スルカ如キハ所謂本條ノ罪ヲ構成スヘ

キモノトス

指揮官カ命令權ヲ有スル場合ニ於テ自己ノ權限ヲ超越シタル事項ニ付キ虚偽ノ命令ヲ發スルハ本條ノ罪ヲ構成スヘキヤ將又第四十九條ノ犯罪ヲ構成スヘキヤト云フニ余ノ考フル所ニ依レハ權限ヲ超越シタル事項ニ付テハ權限ナキ行爲ト云ハサルヘカラサルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ第四十九條ヲ以テ論スルコトヲ得スシテ本條ヲ以テ處斷スヘキモノナリト信ス

以上述フル所ノ要件ヲ具備スルニヨリテ始メテ本罪ヲ構成スルモノナリ故ニ其條件ノ一ヲ欠クハ他ノ犯罪ヲ構成スル事アルヘキモ本罪ヲ構成スルコトナカレヘシ之レ言ハスシテ明ナル事實ナリ

第百條 戰時又事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ノ規定ハ戰時又ハ事變ニ際シテ軍事ニ關スル事項ヲ造言飛語シタル者ノ處罰ニ關スル規定ナリ今本條ノ成立スルニ必要ナル條件ヲ述フルトキハ左ノ如シ

一 戰時又ハ事變ニ際シテナスコト

本條ハ戰時又ハ事變ニ際シテ規定セルヲ以テ平時等ニ於テナスハ本條ノ犯罪ヲ構成スルコトナキハ勿論ナリ之レ犯罪行為ノ時ニ關スル條件ナリ戰時又ハ事變ノ如何ニ付テハ別ニ説明ヲ加フルコトヲ要セスシテ明ナリ

二 軍事ニ關スル事項ニ付キ造言發語スルコト

軍事ニ關スル事項ニアラサル事項ヲ造言飛語スルト雖本條ノ罪ヲ構成スルコトナカルヘシ如斯ハ左マテ軍事上ノ利益ニ侵害スルモノニアラサルヲ以テナリ然レトモ如斯行為ト雖軍人カ其言行ヲ慎

マサル甚大ナルヘキヲ以テ他ノ法令ノ規定ヲ以テ處罰セラレルコトアルヘキハ勿論ナリ

造言飛語ノ如何ナルヤハ既ニ述ヘタル處ナルヲ以テ此ニ之ヲ省略ス

三 其目的カ敵ヲ利スル爲メナルコトヲ要セス

若シ其目的ハ敵ヲ利スル目的ニ出ツルトキハ本法第二十三條第七號ニ該當スヘキヲ以テ同條ノ犯罪ヲ構成スヘク本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス

以上述フル所ノ三ヶノ條件ヲ具備セサルトキハ本罪ヲ構成セス而シテ本條ノ罪ノ主體タルヘキ者ニ付テハ別段ノ規定ナキヲ以テ如斯行為ヲ爲シタル者ハ將校ナルト將タ又兵卒ナルトハ之ヲ問ハサル所ナリ

第一百一條 禮砲、號砲其他空砲ヲ發スヘキ場合ニ於テ
彈丸、瓦石其他ノ物ヲ裝填シテ發シタル者ハ二年以
下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ禮砲、號砲其他空砲ヲ發砲スヘキ場合ニ於テ彈丸又ハ瓦石其
他ノ物ヲ裝填シテ發砲シタル場合ニ關スル規定ナリ

禮砲ヲ發射スヘキ場合ハ或ハ佳辰ニ際シテ又ハ軍艦カ外國港灣ニ
入ラントスルニ際シテ敬禮ヲ表スル爲メニ發砲スルコトヲ例トス
ルモノナリ

又號砲ヲ發スル場合ハ非常事變ノ場合ニ際シテ一般ニ警戒セシム
ル爲メニ又ハ正午ニ當リテ發砲スルコトヲ例トス又其他空砲ヲ發
砲スル場合ハ演習等ノ場合ナリ此ノ場合ニ於テ或ハ實彈ヲ發射ス

ルカ如キハ甚タ危險ナルモノト云フ可ク又砲中ニ瓦石其他ノ物ヲ
裝填シテ發砲スルカ如キハ又危險ナルノミナラス砲身ノ損壞ヲ生
スル慮アルヲ以テ如斯行爲ヲ爲シタル者ヲ處罰シテ其害ヲ防カサ
ル可カラズ本條ハ即チ之カ爲メニ設ケラレタル規定ナリトス之レ
法文ヲ一讀スルトキハ以テ明瞭ナルヲ信ス

第一百二條 守兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以
下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ守兵カ故ナク發砲シタル場合ニ關スル規定ナリ元來守兵ハ
前ニモ述ヘタルカ如ク晝夜ノ別ナク守所ニ在リテ警戒ノ任ニ當ル
者ニシテ全隊ノ安全ハ實ニ守兵ノ双肩ニ懸ルモノナリ故ニ守兵ハ
能ク其機ヲ見テ粗忍ナル行動ノナカラシムコトヲ期セサルヘカラス
然ラスシテ守兵ハ發砲スヘカラサルニ發砲スルカ如キハ之カ爲メ

ニ軍ノ騒動ヲ來スヤ必セリ故ニ本條ヲ設ケテ如斯行爲ヲ爲シタル
モノヲ處罰スルモノトス
然レトモ本條ノ規定ヲ見ルニ故ナクナル文字ヲ使用セルヲ以テ銃
砲ヲ發スルノ已ムコトヲ得サル場合ノ如キハ假ヘ銃砲ヲ發スルコ
トアリトスルモ本罪ヲ構成スルコトナキモノトス
而シテ已ムコトヲ得サル場合ナリシヤ否ヤハ客觀的ニ定ムヘキモ
ノナルヲ以テ假ヘ守兵ハ已ムコトヲ得サル場合ナリト信シタリト
雖一般客觀的ニ已ムコトヲ得サル場合ナラサルトキハ本罪ヲ構成
スルモノトス例ヘハ敵ノ大軍來襲シ又ハ不意ニ敵艦數隻目前ニ現
ハルルカ如キ場合ニ發砲スルカ如キハ之レ實ニ危急ノ場合ニシテ
已ムコトヲ得サル場合ノ一ナリト云フコトヲ得ヘシ又本條ニ守兵
ニノミ關スル規定ナルヲ以テ守兵ニアラサル者ノ行爲ニ付テハ他

ノ法條ヲ以テ處罰セララルモ本條ヲ以テ處罰スルコトヲ得サルモ
ノトス

第三百三條 戰時又ハ事變ニ際シテ急呼ノ號報アリタ
ル場合ニ故ナク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ
處ス

戰時又ハ事變ニ際シテハ之ヲ知ラシムル爲メニ又ハ隊兵ヲ集合セ
シムルタメニ其他定マリタル準備ヲ爲サシムル爲メニ或ハ又日曜
祭日其他ノ用便ノ爲メニ散開セル者ヲ集合セシムル爲メニ急呼ノ
號報ヲ發スルコトアリ而シテ其方法ニ於テハ或ハ非常ノ號報ヲ發
スルカ又ハ其他急使ヲ派遣スルカハ各其定マリタル一定ノ方式ア
ルモノトス而シテ之等ノ場合ニ於テ之ヲ知リテ故ナク應セサルト

キハ即チ本條ノ犯罪ヲ構成スルニ至ルモノナリ
 然レトモ之ニ應セサルニ付キ正當ノ事由アルトキハ本條ヲ構成ス
 ルコトナカルヘシ例ヘハ疾病ノ爲メナルトキノ如シ然レトモ正當
 ノ事由アリタルヤ否ヤハ之ニ應セサル者ニ於テ之ヲ證明セサル可
 カラス即チ疾病ノ場合ナルトキハ醫師ノ診斷書ヲ作成セシメ又ハ
 憲兵警察官ノ證明書ヲ受ケテ之ヲ證明セサル可カラサルモノトス
 然レトモ其證明書ノ作成ヲ以テ直チニ正當ノ事由アリト云フコト
 ヲ得ス之カ正當ナリヤ否ヤ即チ其證明書ニ信用ヲ與フルヤ否ヤハ
 一ニ軍事裁判官ノ認定ニ依ルヘキモノナリ
 而シテ本條ノ場合モ亦戰時又ハ事變ノ場合ナルヲ以テ平時ニ在リ
 テハ特別規定ノ支配ヲ受クヘキモ本罪ヲ構成スルコトナカルヘシ
 而シテ本條ハ只來會セサルモノトノミアリテ其期限ヲ定メサルヲ

以テ來會スルニ相當ナル時刻ニ於テ來會セザルトキハ來會セサル
 モノト云ハサル可カラス彼ノ召集不應ノ如キハ其期限ヲ定メサル
 ヲ以テ見ルモ本條ハ斯ク解セサルヘカラス又其來會セサルハ相當
 ノ時刻後ナルヤ否ヤハ之レ亦軍事裁判官ノ判定ニ一任セサルヘカ
 ラス

第四百四條 政治ニ關シ上書、建白其他請願ヲ爲シ又ハ

演說若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以
 下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ軍人タルノ本文ヲ忘レタルヨリシテ生スル犯罪ナリ軍人ハ
 只之レ軍紀軍律ニ服從シテ以テ其本分ヲ全フスルコトヲ勉メサル
 ヘカラス然ルニ政治ニ關シテ容峻スルカ如キハ之レ實ニ軍人タル

ノ本分ヲ盡ササルモノト云フヘキナリ 畏クモ陸海軍人ニ下シ賜
ハレシ御詔勅ニハ「軍人ハ政治ニ拘ハラズ世論ニ惑ハス一途ニ己
カ本分ヲ守リ」云々トアルヲ以テモ軍人ノ政治ニ容唆スルカ如キ
ハ之レ 御勅諭ノ旨趣ニ背キ其本分ヲ忘レタルノ行爲ト云フヘキ
ナリ故ニ本條ニ於テハ如斯行爲ヲ犯罪行爲トシテ之ヲ處罰スルモ
ノナリ

本條ニ規定セル事項ニ付テハ茲ニ詳説スルノ要ヲ見サルヲ以テ只
一言スルニ止メントス

政治ニ關スルトハ國家ノ施政上ニ關スル一切ノ事項ヲ云フモノニ
シテ或ハ現政府ノ施政ヲ批難シ又ハ將來ニ對スル希望ヲ述フルカ
如キ即チ之ナリ然レトモ常人ハ政治ニ關シテハ相當ノ敬禮ヲ守リ
テ上書建白請願等ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス又政治ニ關シテ演

説ヲナシ或ハ又文書ヲ以テ意見ヲ發表スルカ如キハ即チ犯罪行爲
トシテ之ニ對スル制裁ヲ附シタルモノナリ

第二百五條 服從ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ黨

ヲ結ヒタルトキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮

ニ處シ其他ノ者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ハ服從ノ義務ニ違背センコトヲ目的トシテ黨ヲ結ヒタル者ニ
關スル規定ナリ而シテ本條ノ罪ノ成立要件ヲ見ルトキハ左ノ條件
ヲ具備スルコトヲ要スルモノナリ

一 服從義務ニ違フコトヲ目的トスルコト

本法ニハ徒黨ヲ結フ場合ニ關スル規定多シ而レトモ本條ノ場合ニ
於テハ服從義務ニ違フコトヲ目的トセル結合ナラサル可カラズ故

ニ上官ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲スコトヲ以テ目的トシタルトキハ第五十九條ノ罪ヲ構成スヘク又上官ニ反抗スルコトヲ目的トシテ黨ヲ結ヒタルトキハ第五十六條ノ罪ヲ構成スヘキヲ以テ本條ヲ以テ論スルコトヲ得サルモノトス本條ハ實ニ服從義務ニ違フコトヲ目的トセル黨與ナラサル可カラス

服從義務トハ其範圍頗ル廣シ故ニ如何ナル場合ナリトモ服從義務ニ違フコトヲ目的トセラルルトキハ本罪ヲ成立スルモノナリ如何ナル場合ニ服從義務アリヤハ各其法律命令ニヨリテ定マル所ナルヲ以テ茲ニ之ヲ列示スルヲ要セス其命令ニ基ツク場合ト否ラサル場合トハ之ヲ問フコトヲ要セサル所ナリ

二 黨ヲ結ヒタルコトヲ要ス

黨與スルトハ如何ナルモノヲ云フヤハ前既ニ之ヲ述ヘタル所ナリ

而シテ本條ノ規定ヲ見ルトキハ單ニ黨ヲ結ヒトノミ規定シテ進ンテ違背シタル場合ヲ規定セス之ヲ以テ見ルトキハ所謂臨機又ハ特定ノ場合ニ服從義務ニ違背スルコトヲ目的トシテ結合關係ノ生シタルヲ以テ足ル可ク未之ヲ實行シタルコトヲ要セサルカ如シ而シテ尙進ンテ上官ニ對シテ暴行脅迫ヲ加ヘタルトキ又ハ上官ノ命令ニ反抗シタルトキハ各本條ニ於テ處罰セラル可シ

要スルニ本條ノ場合ハ服從義務ニ違背スルコトヲ目的トシテ結合關係ノ成立セシヲ以テ足ルモノトス

第三編

第一章 刑ノ執行猶豫

刑ノ執行猶豫ハ輓近ニ於ケル刑事政策ノ一果實ナリ而シテ新普通刑

法ニ於テハ之ニ關スル規定ヲ設ケタリ元來刑法ハ社會ノ法律秩序ヲ維持スル爲メニ制定セラルルモノニシテ之カ目的ヲ達スルニハ必ス犯罪必罰ノ原則ニ基カサル可カラサルモノニアラス或ル場合ニ於テハ反リテ刑ヲ科セスシテ其目的ヲ達スルコトヲ得ヘキモノナリ彼ノ短期自由刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其刑ノ執行ニ因リテ反リテ惡弊ニ感染シテ良民ヲシテ反リテ墮落ノ底ニ沈溺セシムルコトアリ故ニ刑ノ執行猶豫ナル制度ヲ設ケテ犯人ノ自新ニ依リテ刑罰ノ目的ヲ達セント欲スルニ在リ而シテ刑ノ執行猶豫ハ一定ノ期間其執行ヲ猶豫シ其期間内ニ於テ更ニ一定ノ犯罪ヲ犯ササルトキハ無垢ノ良民トナラシメ之ニ反シテ再犯スルニ於テハ前ニ猶豫シタル刑ト再犯ノ刑トヲ併セテ執行シ恩典威嚴ノ併行ニ依リテ犯人ノ自新ヲ促シ以テ犯人ヲシテ獄内ノ惡風ニ感染スルコトヲ免レシメ以テ刑法ノ目的ヲ達セン

ト欲スルニ外ナラサルナリ

海軍刑法ニ於テモ刑ノ執行猶豫ヲ認メタルコトハ海軍刑法施行法第二十八條ニ於テ刑ノ執行猶豫ハ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ言渡スヘキ旨ヲ規定セルヲ以テ明カナリ

今左ニ刑ノ執行猶豫ニ必要ナル條件ヲ述フレハ左ノ如シ

一 現在ノ犯罪ニ付キ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ナルコト

刑ノ執行猶豫ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ限ルモノナリ故ニ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ナルトキハ刑ノ執行猶豫ヲ與フルトヲ得サルモノトス此レ短期自由刑ヨリ生スル惡弊ヲ防止センカ爲メニシテ罰金又ハ拘留ノ如キハ甚シク犯人ヲシテ名譽ヲ失墜セシムルコト少ナキヲ以テ自

ラ墮落スルコトナカルヘキヲ以テナリ

二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

前ニ犯シタル犯罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ而シテ尙ホ刑ノ峻嚴ヲ覺エスシテ再ヒ罪ヲ犯スカ如キハ之レ犯人ノ性格ノ惡性ヲ表彰スルモノナルヲ以テ斯ノ如キ者ニ對シテハ刑ノ執行猶豫ヲ與フルモ以テ其目的ヲ達スルコトヲ得サルヲ以テナリ

三 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

前ニ禁錮ノ刑ニ處セラレタル後七年間ノ久シキ間犯罪ヲ犯ササルトキハ之レ犯人ノ性格カ猛惡ナルニアラサルヘキ以テ善化セシムルニ足ルヘキヲ以テ之ニ執行猶豫ヲ與フルニ外ナラサルナリ而シ

テ此ニ七年ノ期間ト云ヘルハ法律上特別ノ理由ニ基ツクモノニ非スシテ只相當ト認ムル期間ヲ定メタルニ外ナラサルナリ

以上述フル所ノ條件ヲ具備スルトキハ刑ノ執行猶豫ヲ與フルニ足ルモノナリ然レトモ犯人カ他ノ犯罪ニヨリ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルカ如キコトアルトキハ其言渡ヲ取消スコトヲ得ヘキモノナリ今法律ノ定ムル所ノ取消ノ條件ヲ述フレハ左ノ如シ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ犯人カ刑ノ執行猶豫ヲ受ケタルニ拘ハス其期間内ニ於テ再ヒ罪ヲ犯シ其刑ハ禁錮以上ニ處セラレル場合ハ執行猶豫ヲ與フルモ犯人ノ善化ハ到底望ムヘカラサルヲ以テ其言渡ヲ取消スヘキモノトス然レトモ若シ其刑カ禁錮以下ニ該ル可キ罪即チ罰金科料又ハ拘留ニ處スヘキ場合ノ如キハ取消ノ理由トナラサルモノトス

二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル犯罪ニ付禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

犯人カ猶豫ヲ受クル當時ニ於テハ發見セラレザリシモ後ニ至リテ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ罪ヲ犯シタルコトヲ發見セラレ而シテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ハ犯人ハ犯罪ヲ再三犯シタル者ニシテ之亦善化ノ見込ナキヲ以テ此ノ場合ニ於テモ其言渡ヲ取消スヘキモノトス然レトモ禁錮以下ノ刑ナルトキハ取消ノ事由トナルヘキモノニアラス

三 執行猶豫ノ言渡前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトカ發覺シタルトキ

假ヘ犯人カ前ニ禁錮ノ刑ニ處セラレタルコトカ發覺スルト雖既ニ七年ヲ經過シタルトキハ猶豫ヲ取消スヘキモノニアラスト雖其期

間經過前ニ於テ發覺シタルトキハ猶豫ヲ取消スヘキモノナリトス
以上述フル三ヶノ場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトス而シテ之ヲ取消ス場合ニ於テハ海軍刑法施行法第二十九條ニ依リ執行猶豫ヲ言渡シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消其言渡ヲ爲スヘキモノトス

第二章 併合罪

併合罪トハ確定判決ヲ經サル數罪相互ノ關係ヲ云フ而シテ或ル罪ニ付確定判決アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處スヘキトキハ他ノ刑ヲ科セス但シ沒

收ハ此ノ限ニアラス又其一罪ニ付無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキト
キ亦他ノ刑ヲ科セサルモノトス但シ罰金科料及ヒ沒收ハ之ヲ科スル
コトヲ得ヘシ

併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ罪アルトキハ其
最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ
長期トス但シ各罪ニ付定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ越ユル
コトヲ得ス

罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科スヘキモノトス但シ一罪ニ付死刑ニ處ス
ヘキ罪アルトキハ之ヲ科セサルモノトス又二個以上ノ罰金ハ各罪ニ
付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷スヘキモノトス

併合罪中重キ罪ニ付沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附
加スルコトヲ得ヘキモノトス又二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科スルコト

ヲ得ヘシ

併合罪ニ付キ既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキ
ハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷スヘキモノトス

併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行
スヘキモノトス但シ死刑ヲ執行スヘキトキハ沒收ヲ除クノ外他ノ刑
ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ施行スヘキトキハ罰金科料又ハ沒
收ヲ除クノ外他ノ刑ヲ執行セス又有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最
モ重キ罪ニ付定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコ
トヲ得サルモノトス

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或ル罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ
於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付其刑ヲ定ムヘキモノトス
拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但シ其一ハ死刑ニ該ルヘキト

キハ之ヲ科セス二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科スヘキモノトス
 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ(所謂想像的競合犯)又ハ犯罪ノ手
 段又ハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ
 以テ處斷ス(索連犯)又此ノ場合ニ於テ二個以上沒收ヲ科スヘキ場合ハ
 之ヲ併科スヘキモノトス
 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一罪名ニ觸ルルトキハ(連續犯)之ヲ一
 罪トシテ處斷スヘキモノトス

第三章 累犯

懲役ニ處セラレタル者カ其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨ
 リ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スヘキ場合ハ之ヲ再犯トス之
 レ海軍刑法ノ罪ト普通刑法ノ罪トニ付テモ適用セラルルモノナリ

懲役ニ該ルト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除ア
 リタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若ハ執
 行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スヘ
 キトキ亦同シ

併合罪ニ付處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタル
 トキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處
 セラレタルモノト看做ス

再犯ノ刑ハ其罪ニ付定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下ヲ以テ處斷スヘ
 キモノトス

裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ其罪ニ付キ定メタル
 懲役ノ長期ノ二倍以下ニ於テ加重スヘキ刑ヲ定ムヘキモノトス
 懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタ

ル者ニ付テハ加重例ニヨルヘキモノニアラス又三犯以上ノ者ニ付テモ亦再犯ノ例ニ依リテ加重セララルモノトス

第四章 刑罰ノ種類

刑罰ハ之ヲ大別シテ主刑及ヒ附加刑トナスコトヲ得ヘシ主刑トハ普通刑法第九條前段ニ定メタルモノニシテ死刑懲役禁錮罰金拘留及ヒ科料ヲ云ヒ附加刑トハ沒收ヲ云フモノナリ而シテ主刑トハ獨立シテ利スルコトヲ得ヘキ刑ニシテ附加刑トハ獨立シテ科スルコトヲ得ス主刑ニ附加シテ之ヲ科スルコトヲ得ヘキモノナリ刑罰ハ犯人ノ法益ヲ剝奪スルモノナルヲ以テ法益ノ種類ニ依リテ之ヲ生命刑自由刑財産刑ト區別スルコトヲ得ヘシ

一 生命刑

生命刑ハ即チ死刑ヲ謂フモノニシテ犯人ノ生命ヲ剝奪スルコトヲ云フモノナリ

二 自由刑

自由刑トハ犯人ノ自由ヲ剝奪スルモノヲ云フモノナリ而シテ懲役禁錮拘留之ニ屬ス而シテ無期ノ懲役禁錮ハ終身ナリ而シテ有期ノ懲役禁錮ハ一月以上十五年以下トシ之ヲ加重スヘキトキハ累犯ノ例ニ依ル之ヲ減輕スルトキハ一日以下ニ下スコトヲ得而シテ懲役ト禁錮トノ區別ハ強制労働ノ有無ニ依ルモノナリ懲役ハ労働ニ服シ禁錮ハ労働ニ服セス

拘留ハ一日以上三十日未滿トス禁錮ト拘留トハ形式上ノ區別タルニ過キサルモノトス

三 財産刑

財産刑ハ犯人ノ財産ヲ剝奪スルモノヲ云フモノナリ罰金、科料、沒收ハ之ニ屬ス而シテ罰金科料ハ主刑ニシテ沒收ハ附加刑ナリ
 罰金ハ二十圓以上トス但シ之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ下スコトヲ得ヘシ罰金ヲ完納スルコトヲ得サルトキハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置スヘキモノトス然レトモ其後ニ於テ幾分カ納付シタルトキハ罰金ノ全額ト留置日數ノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス
 科料ハ十錢以上二十圓未満トス科料ヲ完納スルコト能ハサルトキハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置スヘキモノトス科料ヲ併科シタル場合ト雖留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス
 沒收ハ附加刑ニシテ之ヲ爲シ得ヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

- 一 犯罪行爲ヲ組成シタル物
 - 二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物
 - 三 犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リテ得タル物
- 沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

海軍刑法施行法

海軍刑法施行法

第一條 本法ニ於テ舊海軍刑法ト稱スルハ明治十四年第七十號布告
海軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ海軍刑法施行前ニ施行シタル
法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 海軍刑法施行前ニ舊海軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シ
タル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ海軍刑法ニ定メタル主刑ト舊海軍刑
法又ハ他ノ法律トノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕
重ヲ定ム

海軍刑法ニ定メタル刑 舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期徒刑

無期禁錮

無期流刑

有期懲役

有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮

有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

第三條 刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタリシ刑ノ對照ニ之ヲ準用ス

第四條 刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合

ニ於テハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキト雖之ヲ附加セス

前項ノ場合ニ於テハ將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖其官職ヲ失ハス

第五條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ

爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖海軍刑法ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ海軍刑法ヲ適用シタルトキト雖舊海軍刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第六條 左ニ記載シタル者海軍刑法施行前更ニ海軍刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル舊海軍刑法ノ罪ヲ犯シ海軍刑法施行後其罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ海軍刑法ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス
一 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同
質ノ罪ニ依リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ依リ懲
役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷
セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第七條 海軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタ
ル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ
海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキ
ト雖其罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル
規定ヲ準用ス

第八條 海軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタ
ル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ海

軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ
數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定メラレタル一ノ重キ罪ト海軍刑
法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ海軍刑法ヲ適用スヘキト
キハ其數罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關ス
ル規定ヲ適用ス

第九條 海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪ニ付確定裁判アリ
タル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ餘罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖確定裁判
アリタル罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行後確定裁判
アリタル後海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪タル餘罪ニ付

裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖其罪ト餘罪ニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 海軍刑法ノ罪ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ト併合罪タルヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リテ刑ヲ定メタル法令ノ罪ヲ海軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十二條 第六條第一項各號ニ記載シタル者海軍刑法施行後有期懲役ニ該ル海軍刑法ノ罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 海軍刑法施行後ハ舊海軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セ

ラレタル者ト雖刑ノ施行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ死刑ニ付テハ海軍ニ於テ之ヲ執行スル場合ニ限り海軍刑法ノ規定ヲ準用ス他ノ法律ニ依リ處セラレタル死刑ニ付亦同シ前項ノ場合ニ於テハ第二條及明治十五年第四號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ海軍刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ第十四條 海軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ料料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ主理其言渡ヲ爲スヘシ

第十五條 海軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準

用ス

三百四十

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ例リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

第十六條 海軍刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ海軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十七條 剝奪公權停止公權及監視ノ言渡ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ

第十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊海軍刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ海軍刑法ノ施行ノ爲變更セラルルコトナシ

第十九條 刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ニ定メタル刑又ハ舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一條 海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一年以上六年未滿ノ禁錮セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ劊官ヲ附加セラレ又ハ之ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ト看做ス舊海軍刑法ノ劊官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

第二十二條 他ノ法律中舊海軍刑法第十七條第十八條及第二十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊海軍刑法第十七條第十八條及第二十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ海軍刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十三條 舊海軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル

三百四十一

法令トノ關係ニ付テハ舊海軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條、及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ判官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル

第二十四條 海軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條、第一號第二號及第九條第一項第一號第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號第五號及第九條第一項第一號第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

第二十五條 刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

第二十六條 海軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二十七條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議

ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

第二十九條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其言渡ヲ爲スヘシ

第三十條 前三條ノ判決及其言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十一條 軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日常旅費、其ノ他ノ給與ニ關シ刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ主理之ヲ行フ

附則

三百四十四

本法ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正海軍刑法講義終

大正元年十月四日印刷
大正元年十月七日發行

改正海軍刑法講義附

定價金五拾五錢

著者 引地寅治郎

東京市小石川區丸山町十一番地

發行者 片桐兵馬

東京市本郷區湯島一丁目二番地

印刷者 元風庄三郎

東京市本郷區湯島一丁目二番地

印刷所 葆光社

不許
複製

發行所

東京市神田區表猿樂町二番地

(總發行所金口座東京
貳參〇〇五番)

文

明館

68
601

終

